

過疎地域自立促進方針

〔平成28年度～平成32年度〕

平成27年12月

大 分 県

過疎地域自立促進方針 目次

I 基本的な事項

1 過疎地域の現状と問題点	1
（1）総人口について	4
（2）人口構成について	5
（3）就業人口について	6
（4）財政状況について	7
（5）過疎対策事業の実績について	8
2 過疎地域自立促進の基本的方向	9
3 広域的社会経済生活圏の整備計画等の関連	9
4 市町村計画における過疎対策事業債の活用のあり方	9

II 健やかで心豊かに暮らせる地域づくり 「安心」

1 子育て満足度日本一を目指す取り組み	10
（1）地域ニーズに応じた子育て支援サービスの提供	10
2 高齢者、障がい者などが地域で安心して暮らせる社会の構築	13
（1）健康寿命の延伸と高齢者福祉の向上	13
（2）障がい者の自立と社会参加の促進	15
（3）住民主体の共助の取り組みへの支援	16
（4）ユニバーサルデザインのまちづくり	17
3 県民の安全・安心の確保	18
（1）地域医療の確保	18
（2）無医地区対策	19
（3）特定診療科に係る医師の確保	20
（4）災害に強い人づくり、地域づくりの推進	21
（5）大規模災害等への即応力の強化	22
（6）県民の命と暮らしを守る社会資本整備と老朽化対策の推進	22
4 地域社会の再構築	24
（1）ネットワーク・コミュニティの構築	24
5 多様な県民活動の推進	25
6 恵まれた環境の未来への継承	26
（1）循環型共生社会の構築	26
（2）豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造	27
（3）水道等の整備	29
（4）生活排水処理施設の整備	30
7 コミュニティを維持する移住・定住の促進	31
（1）移住・定住のための環境整備とU I Jターンの促進	31

Ⅲ いきいきと働き輝く活力あふれる地域づくり 「活力」

- 1 変化に対応し挑戦と努力が報われる農林水産業の実現 32
 - (1) 農業の振興 32
 - (2) 林業の振興 33
 - (3) 水産業の振興 34
- 2 多様な仕事を創出する産業の振興と人材の確保 36
 - (1) 多様で厚みのある産業集積の推進 36
 - (2) 商業・サービス業の振興 37
 - (3) チャレンジする中小企業と創業の支援 38
 - (4) 企業誘致対策 39
 - (5) 情報通信技術の普及・活用 40
- 3 産業人材の確保・育成とワーク・ライフ・バランスの推進 41
- 4 人を呼び込み地域が輝くツーリズムの推進 43
 - (1) 魅力ある観光の振興 43
- 5 活力みなぎる地域づくりの推進 44
 - (1) 地域の元気の創造 44

Ⅳ 人を育み基盤を整え発展する地域づくり 「発展」

- 1 生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造 45
 - (1) 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進 45
 - (2) グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成 46
 - (3) 安全・安心な教育環境の確保 46
 - (4) 信頼される学校づくりの推進 47
 - (5) 青少年の健全育成 48
 - (6) 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援 50
- 2 芸術文化による創造県おおいとの推進 51
 - (1) 芸術文化の創造 51
 - (2) 芸術文化ゾーンを核としたネットワークづくり 51
 - (3) 文化財・伝統文化の保存・活用・継承 52
- 3 スポーツの振興 53
 - (1) 県民スポーツの推進 53
 - (2) スポーツによる地域の元気づくり 54
- 4 地域発展のためのハード・ソフトにわたる基盤整備 55
 - (1) 交通体系の整備 55
 - (2) 日常的な交通手段の確保 56
 - (3) 情報通信基盤の整備 57
 - (4) 公営住宅等の整備 58
 - (5) 公園・広場の整備 58

I 基本的な事項

昭和30年代後半からの高度経済成長に伴い、若者を中心に農山漁村などの地方の人口が都市部へ流出した結果、地方では過度の人口減少により地域社会の基礎的な生活条件の確保にも支障を来すなど、いわゆる「過疎問題」が生じた。

こうした問題に対処するため、昭和45年に議員立法による10年間の時限立法として過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、昭和55年には過疎地域振興特別措置法、平成2年には過疎地域活性化特別措置法、平成12年には過疎地域自立促進特別措置法と4次にわたる特別法のもと過疎対策事業を実施してきた。

これまでの過疎対策事業の効果や課題を踏まえ、平成22年3月に法改正が行われ、6年間の期限延長と拡充措置が図られた。

また、平成24年6月の法改正によりさらに5年間の期限延長が図られ、続く平成26年3月の法改正では過疎対策事業債の拡充措置等が図られている。

本方針は、過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）に基づき、県及び過疎市町村が行う過疎地域自立促進のための対策の大綱であって、県計画及び市町村計画の策定の際の指針として策定するものであり、その期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

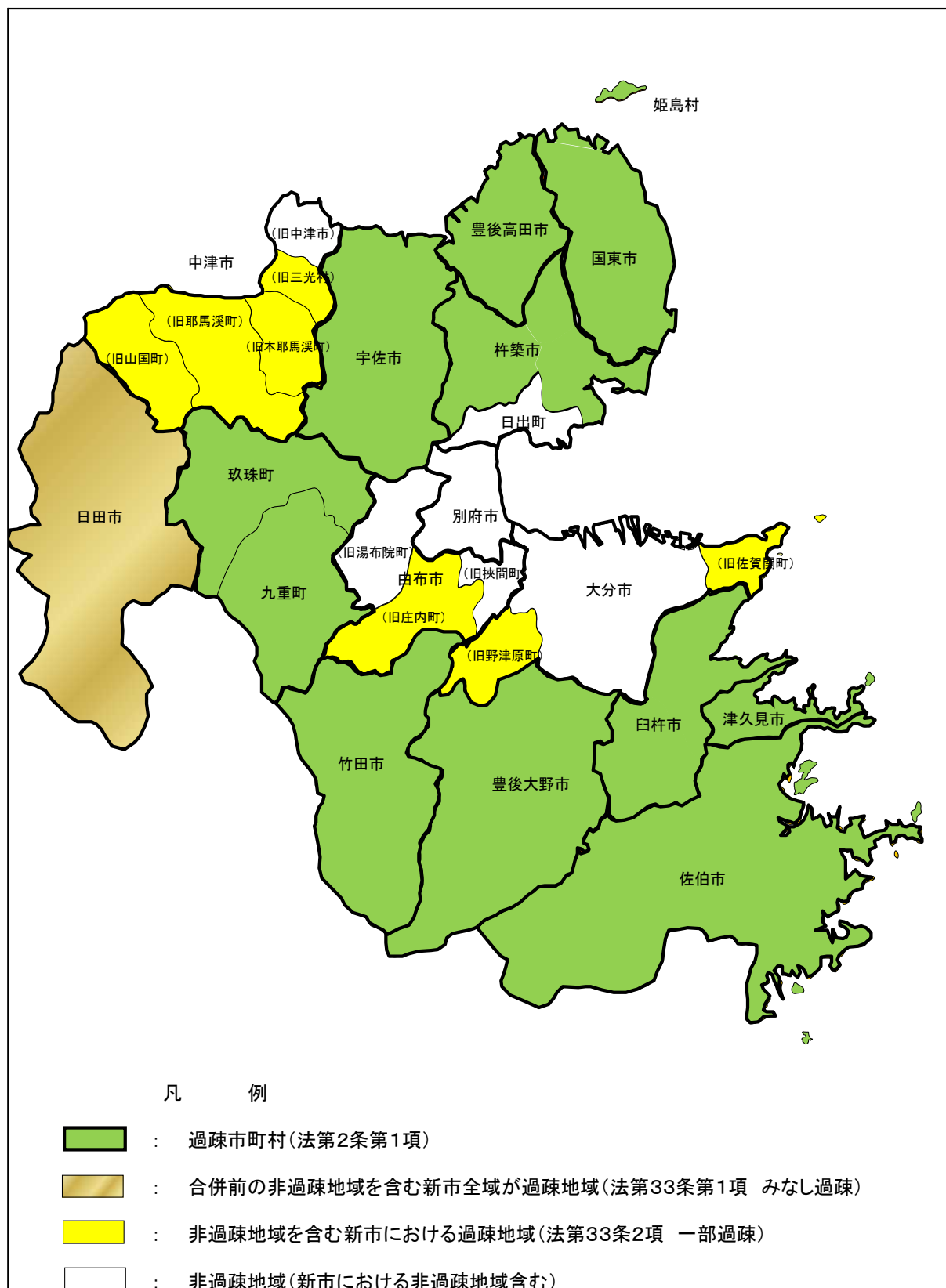
1 過疎地域の現状と問題点

（概況）

本県においては、18市町村のうち12市町村が過疎市町村（法第2条第1項）、1市が合併により全域を過疎地域としてみなす団体（法第33条第1項のいわゆる「みなし過疎」）、3市が合併前の過疎地域であった市町村の区域を過疎地域とみなす団体（法第33条第2項のいわゆる「一部過疎」）として公示されており、過疎関係市町村は16市町村であり、市町村数の割合は、88.9%を占めている。

平成22年国勢調査人口による本県人口119万6,529人のうち、過疎地域の人口は48万8,829人で40.9%を占めている。また、過疎地域の面積は5,545.08km²で、県土面積6,339.71km²の87.5%を占めている。

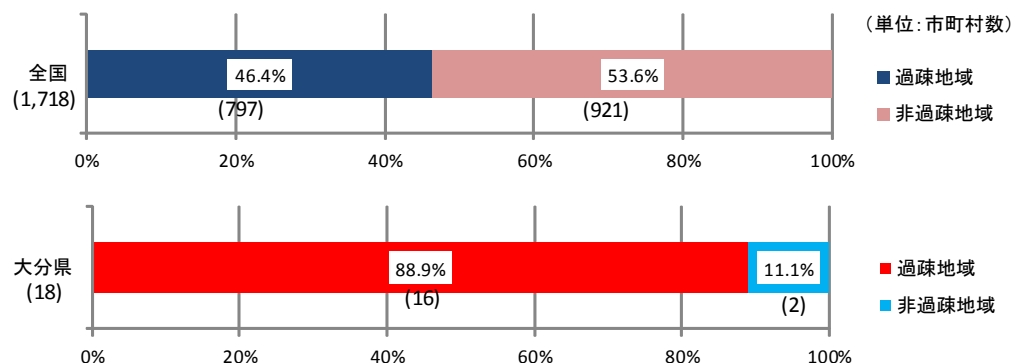
図表1 過疎市町村位置図（平成27年4月1日現在）



図表2 過疎地域が占める割合（全国、大分県）

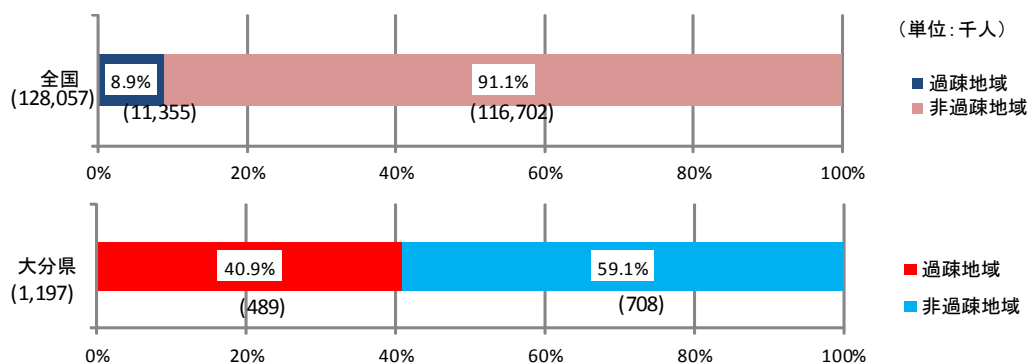
①過疎地域市町村数割合

平成27年4月1日現在 ※法第33条第2項に該当する市町村は過疎とする。



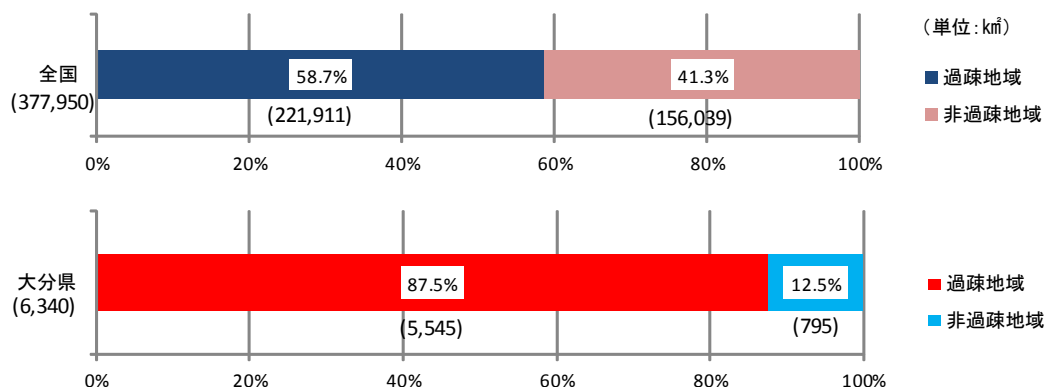
②過疎地域人口

平成27年4月1日現在(平成22年国勢調査人口) ※法第33条第2項に該当する区域は過疎に含む。



③過疎地域面積

平成27年4月1日現在(平成22年国勢調査面積) ※法第33条第2項に該当する区域は過疎に含む。

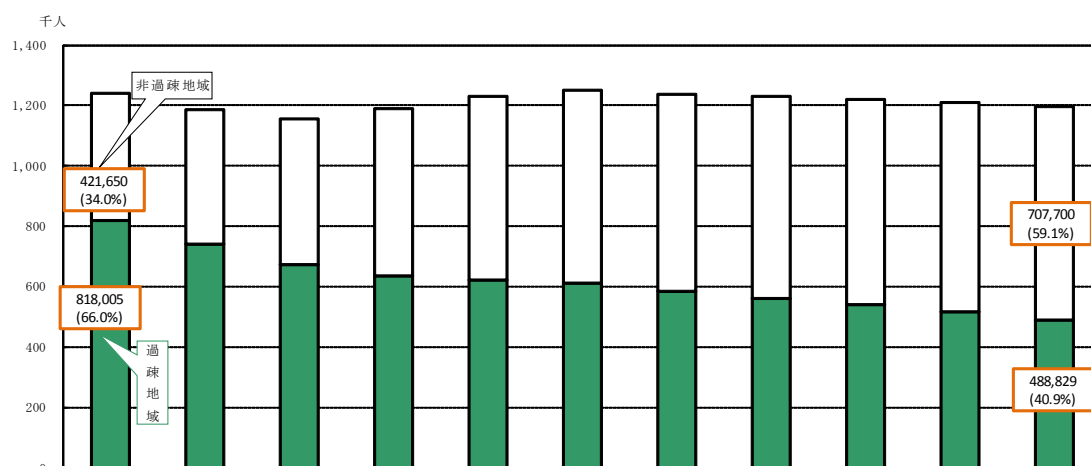


(1) 総人口について

全国の人口は平成22年の国勢調査までは緩やかながらも増加傾向にある一方、本県の人口は、昭和30年の127万7千人をピークに減少に転じ、昭和45年には115万6千人まで減少した。その後、増加に転じ昭和60年には125万人まで回復したが、再び減少傾向にある。

また、本県の過疎地域の人口は、過疎問題が顕在化し始めた昭和35年では県全体の66.0%を占めていたが、平成22年には40.9%にまで減少し、人口増減比率の推移においても減少の一途をたどり、平成22年以降減少に転じた本県総人口に比しても低位である。全国的な人口減少時代の到来により、本県過疎地域の人口はなおも減少し続けることが予想される。

図表3 人口の推移



(単位：人、%)

区分	S 3 5	S 4 0	S 4 5	S 5 0	S 5 5	S 6 0	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2
過疎地域	818,005	741,043	672,287	635,410	623,001	611,472	583,246	559,637	538,991	515,909	488,829
(構成割合)	(66.0)	(62.4)	(58.2)	(53.4)	(50.7)	(48.9)	(47.2)	(45.5)	(44.1)	(42.7)	(40.9)
非過疎地域	421,650	446,437	483,279	554,904	605,912	638,742	653,696	671,669	682,149	693,662	707,700
県全体	1,239,655	1,187,480	1,155,566	1,190,314	1,228,913	1,250,214	1,236,942	1,231,306	1,221,140	1,209,571	1,196,529

出典：国勢調査

(注)：過疎地域は平成27年4月1日現在(法第33条第2項市町村は過疎区域のみ)

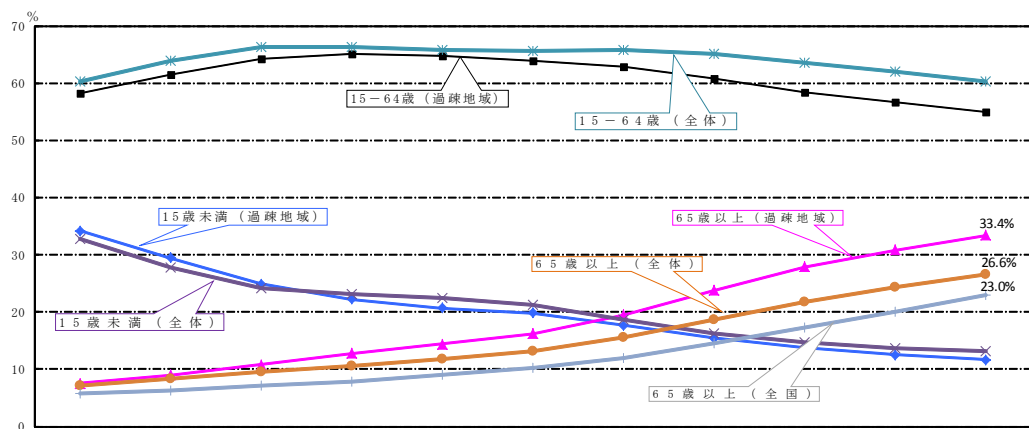
(2) 人口構成について

本県の人口構成を見ると、全体では平成2年を境に若年者人口（15歳未満）の割合が、高齢者人口（65歳以上）の割合より低くなり、高齢化率が高くなってきており、平成22年国勢調査人口では高齢化率が約27%となっている。これは全国平均（23.0%）を上回り、5年以上早いペースで進んでいる状況である。

これを過疎地域で見ると、平成12年の水準は既にこれを上回っており、県全体の水準より10年以上早いペース、また全国と比べると約20年近い早いペースで高齢化が進んでいることがわかる。

今後もこの傾向は続くものと予想され、過疎地域では超高齢化社会を迎えることが予想される。

図表4 人口構成の推移



区 分		S 3 5	S 4 0	S 4 5	S 5 0	S 5 5	S 6 0	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2
過 疎 地 域 (構成比)	15歳未満	279,825 (34.2)	218,441 (29.5)	167,343 (24.9)	141,257 (22.2)	130,111 (20.7)	121,089 (19.8)	102,892 (17.6)	86,288 (15.4)	73,829 (13.7)	64,196 (12.5)	56,623 (11.6)
	15-64歳	476,467 (58.2)	455,586 (61.5)	432,108 (64.3)	413,197 (65.0)	402,890 (64.7)	390,973 (63.9)	366,692 (62.9)	340,116 (60.8)	314,699 (58.4)	291,309 (56.6)	267,916 (55.0)
	65歳以上	61,713 (7.5)	67,016 (9.0)	72,836 (10.8)	80,932 (12.7)	89,997 (14.4)	99,337 (16.2)	113,544 (19.5)	133,183 (23.8)	150,139 (27.9)	158,723 (30.9)	162,835 (33.4)
非 過 疎 地 域 (構成比)	15歳未満	125,278 (30.1)	111,276 (24.9)	112,262 (23.2)	133,355 (24.0)	146,279 (24.0)	145,413 (22.8)	128,373 (19.7)	114,621 (17.1)	105,610 (15.5)	100,345 (14.5)	99,011 (14.1)
	15-64歳	269,804 (64.0)	303,864 (68.1)	333,941 (69.1)	376,681 (67.9)	405,240 (66.9)	428,866 (67.1)	445,942 (68.4)	460,878 (68.6)	459,704 (67.5)	457,563 (66.1)	449,403 (64.0)
	65歳以上	26,568 (6.3)	31,297 (7.0)	37,076 (7.7)	44,737 (8.1)	54,243 (9.0)	64,409 (10.1)	77,897 (11.9)	95,893 (14.6)	115,762 (17.0)	134,082 (19.4)	153,915 (21.9)
県 全 体 (構成比)	15歳未満	405,103 (32.7)	329,717 (27.8)	279,605 (24.2)	274,612 (23.1)	276,390 (22.5)	266,502 (21.3)	231,265 (18.7)	200,909 (16.3)	179,439 (14.7)	164,541 (13.6)	155,634 (13.1)
	15-64歳	746,271 (60.2)	759,450 (63.9)	766,049 (66.3)	789,878 (66.4)	808,130 (65.8)	819,839 (65.6)	812,634 (65.8)	800,994 (65.1)	774,403 (63.5)	748,872 (62.1)	717,319 (60.3)
	65歳以上	88,281 (7.1)	98,313 (8.3)	109,912 (9.5)	125,669 (10.5)	144,240 (11.7)	163,746 (13.1)	191,441 (15.5)	229,076 (18.6)	265,901 (21.8)	292,805 (24.3)	316,750 (26.6)
合 計	1,239,655	1,187,480	1,155,566	1,190,314	1,228,913	1,250,214	1,236,942	1,231,306	1,221,140	1,209,571	1,196,529	
(参考) 全国高齢者人口比率	(5.7)	(6.3)	(7.1)	(7.9)	(9.1)	(10.3)	(12.0)	(14.5)	(17.3)	(20.1)	(23.0)	

出典：国勢調査

(注)：過疎地域は平成27年4月1日現在(法第33条第2項市町村は過疎区域のみ)

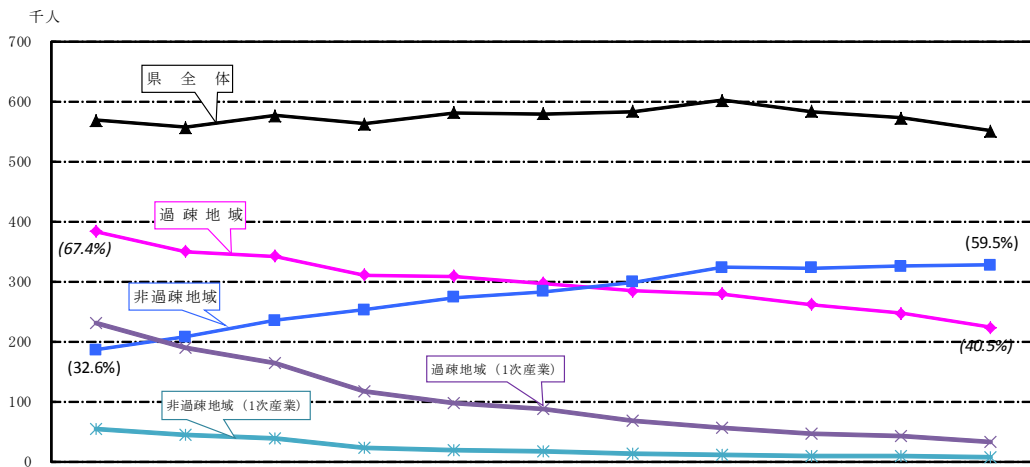
合計欄は不詳の存在により階層別計と一致しない

(3) 就業人口について

本県の実業人口を見ると、全体では57万人前後で推移しているが、過疎地域と非過疎地域とで比較すると、昭和35年には過疎地域が67.4%であったのに対し、過疎地域全体の人口減少と同様に昭和60年を境に逆転し、平成22年には過疎地域が40.5%まで低下している。

さらに、本県の基幹産業である第1次産業で見ると、昭和35年には約23万人と過疎地域の約6割の者が従事していたが、平成22年には約3万3千人にまで減少し、第1次産業の人離れが顕著になっている。

図表5 就業人口の推移



(単位：人、%)

区分	S35	S40	S45	S50	S55	H60	H2	H7	H12	H17	H22
過疎地域	382,988 (67.4)	349,690 (62.8)	341,359 (59.3)	310,075 (55.1)	307,868 (53.0)	296,251 (51.2)	283,549 (48.7)	278,553 (46.3)	260,920 (44.7)	246,397 (43.1)	223,047 (40.5)
第一次	229,742	189,980	163,277	117,470	97,197	86,646	68,142	56,850	46,897	42,512	32,972
第二次	53,810	55,099	61,184	71,955	79,951	77,789	83,825	85,542	77,345	65,018	58,124
第三次	99,381	104,561	116,885	120,290	130,538	131,604	131,468	136,063	136,416	138,278	129,499
非過疎地域	185,634 (32.6)	206,875 (37.2)	234,622 (40.7)	252,552 (44.9)	273,404 (47.0)	282,892 (48.8)	298,843 (51.3)	323,299 (53.7)	322,374 (55.3)	325,248 (56.9)	327,404 (59.5)
第一次	54,037	44,304	37,702	23,080	18,313	16,595	12,550	11,397	9,020	9,001	6,841
第二次	36,871	44,435	53,721	64,722	68,677	68,668	76,095	81,995	78,716	71,565	71,319
第三次	94,685	118,088	143,190	164,103	186,220	197,164	209,193	228,785	230,664	239,696	233,695
県全体	568,622	556,565	575,981	562,627	581,272	579,143	582,392	601,852	583,294	571,645	550,451
第一次	283,779	234,284	200,979	140,550	115,510	103,241	80,692	68,247	55,917	51,513	39,813
第二次	90,681	99,534	114,905	136,677	148,628	146,457	159,920	167,537	156,061	136,583	129,443
第三次	194,066	222,649	260,075	284,393	316,758	328,768	340,661	364,848	367,080	377,974	363,194

出典：国勢調査

(注)：過疎地域は平成27年4月1日現在(法第33条第2項市町村は過疎区域のみ)

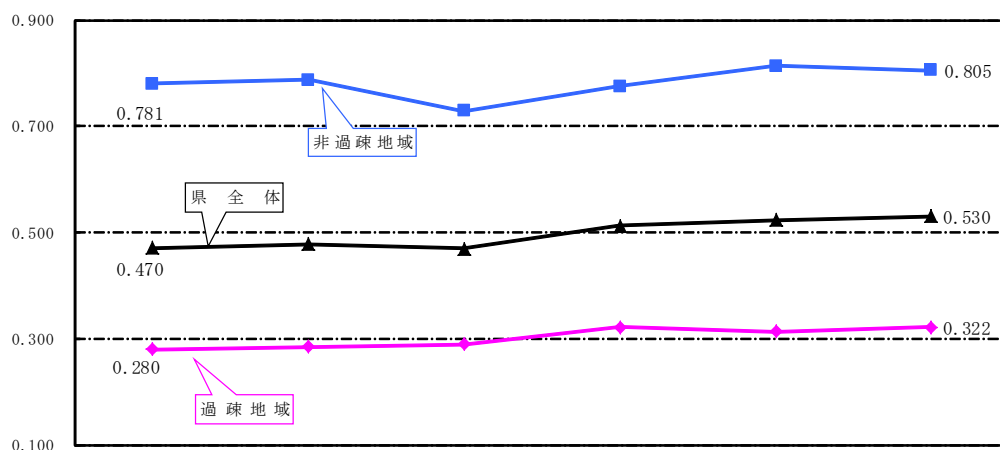
「分類不能」により合計値が一致しない場合がある

(4) 財政状況について

本県の市町村の財政力指数を平成2年度からの約25年間で見ると、平成12年度にわずかに悪化したものの、市町村合併の進展や行財政改革への取り組みなどにより、全体としては徐々に改善傾向にある。

しかしながら、過疎地域と非過疎地域ごとに加重平均で比較すると、依然として2倍以上の大きな開きがあり、改善幅も非過疎地域に比べると低位であり、過疎市町村の財政基盤がきわめて脆弱であることがわかる。

図表6 財政力指数の推移



区 分	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2	H 2 7
過 疎 地 域	0.280	0.284	0.289	0.321	0.314	0.322
増 減	—	0.004	0.005	0.032	△ 0.008	0.008
県 全 体 比	△ 0.190	△ 0.194	△ 0.180	△ 0.191	△ 0.210	△ 0.208
非 過 疎 地 域	0.781	0.787	0.729	0.775	0.813	0.805
増 減	—	0.007	△ 0.058	0.046	0.039	△ 0.008
県 全 体 比	0.310	0.309	0.259	0.262	0.290	0.275
県 平 均	0.470	0.478	0.470	0.512	0.523	0.530
増 減	—	0.008	△ 0.009	0.043	0.011	0.007

出典：市町村財政概要(市町村振興課)

(注)①過疎地域は平成27年4月1日現在（法第33条第2項市町村は過疎地域のみ）

②平成16年度以降に合併し、一部過疎となった団体については、合併算定替えに用いた基準財政需要額及び基準財政収入額を基に財政力指数を算定

③指数は、3カ年平均・加重平均による

(5) 過疎対策事業の実績について

これまでの4次にわたる法律の下、県及び過疎関係市町村が策定した計画に基づき事業に取り組み、平成26年度までの45年間で総額約4兆1,817億円の事業費が投じられた。

全体の特徴としては、産業振興や交通通信体系、生活基盤の整備がかなりのウェイトを占め、インフラ整備に重点が置かれているのが顕著であるが、近年は、高齢化の進展や医師不足を背景に福祉・保健や医療確保などの事業費が増加傾向にある。

図表7 過疎対策事業の推移

(単位：百万円,%)

区 分	S45～S54 対策緊急措置法		S55～H元 振興特別措置法		H2～H11 活性化特別措置法		H12～H27 自立促進特別措置法				S45～H27 合 計	
							H12～H26		H27概算			
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
市町村計画	148,602	100.0	308,463	100.0	615,831	100.0	752,211	100.0	50,157	100.0	1,875,264	100.0
(過疎債)	(26,775)		(58,938)		(106,705)		(146,060)		(10,386)		(348,864)	
産業の興	32,677	22.0	98,865	32.1	146,149	23.7	134,382	17.9	8,655	17.3	420,728	22.4
交通通信	57,295	38.6	109,393	35.5	175,370	28.5	200,852	26.7	10,642	21.2	553,552	29.5
体系の整備												
生活環境	27,481	18.5	39,681	12.9	163,618	26.6	209,396	27.8	14,609	29.1	454,785	24.3
の整備												
高齢者等					27,471	4.5	49,403	6.6	5,857	11.7	82,731	4.4
保健及び福祉												
医療の確保			3,223	1.0	7,104	1.2	22,645	3.0	1,126	2.2	34,098	1.8
教育の振興	28,235	19.0	50,842	16.5	72,145	11.7	99,258	13.2	6,887	13.7	257,367	13.7
地域文化							17,254	2.3	1,249	2.5	18,503	1.0
の振興												
集落の整備	53	0.0	210	0.1	2,261	0.4	4,392	0.6	170	0.3	7,086	0.4
その他地域	2,861	1.9	6,249	2.0	21,713	3.5	14,629	1.9	962	1.9	46,414	2.5
の自立促進												
県 計 画	135,232	100.0	301,465	100.0	800,122	100.0	1,119,725	100.0	79,760	100.0	2,436,304	100.0
産業の興	62,586	46.3	116,064	38.5	270,506	33.8	484,077	43.2	45,419	56.9	978,652	40.2
交通通信	67,567	50.0	174,664	57.9	435,023	54.4	471,407	42.1	23,480	29.4	1,172,141	48.1
体系の整備												
生活環境			111	0.0	27,831	3.5	44,270	4.0	850	1.1	73,062	3.0
の整備												
高齢者等					1,892	0.2	24,211	2.2	3,486	4.4	29,589	1.2
保健及び福祉												
医療の確保	585	0.4	1,014	0.3	14,738	1.8	13,316	1.2	1,572	2.0	31,225	1.3
教育の振興			9,612	3.2	34,126	4.3	53,793	4.8	4,058	5.1	101,589	4.2
地域文化					10,188	1.3	3,185	0.3	289	0.4	13,662	0.6
の振興												
集落の整備							8,734	0.8	95	0.1	8,829	0.4
その他地域	4,494	3.3			5,818	0.7	16,732	1.5	511	0.6	27,555	1.1
の自立促進												
合 計	283,834	—	609,928	—	1,415,953	—	1,871,936	—	129,917	—	4,311,568	—

(注)「過疎債」欄は、過疎債同意(許可)額とし、昭和57年度までは辺地債を含む。

2 過疎地域自立促進の基本的方向

昭和45年以降、特別法のもと過疎対策事業を実施し、道路整備などのインフラ整備は一定程度の成果が上がってきているものの、非過疎地域と比べるとなお格差が生じている。

また、過疎地域においては人口減少と高齢化には歯止めがかからず、産業の振興など様々な課題は依然として残されている。さらに、近年は、集落機能の維持・存続が危ぶまれるいわゆる限界集落の問題、住民の日常的な移動のための交通手段の確保や医師不足問題など、新たな課題も生じてきている。

このような状況を踏まえ、小規模集落の維持・活性化に向け、県と市町村等とが連携した「大分県小規模集落対策本部」を平成20年4月に設置し、新たなソフト対策にも取り組んで来たところである。

平成27年1月からは、上記に代わり「大分県まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、地方創生の実現に向け、人口ビジョン及び総合戦略の策定に関し県と各市町村が情報共有と連携を図っている。中でも、周辺部の集落が広域でその機能を補い合うネットワーク・コミュニティの構築へ向けた取り組みを進めるなど、小規模集落の維持・活性化に取り組んでいるところである。

3 広域的社会経済生活圏の整備計画等との関連

本県においては、ほぼ全域が過疎市町村であり、これまでも広域的な見地から総合的な施策を展開してきたところである。今後とも、医療の確保や保健・福祉サービスなど過疎市町村単独では対応が困難な施策について、過疎地域の自立促進を図るために広域的かつ総合的な観点から、医療計画などの各種計画等と調整を図りながら施策を行う。

4 市町村計画における過疎対策事業債の活用のあり方

過疎対策事業債（以下「過疎債」と言う。）の活用については、従来のハード整備に加え、平成22年の改正により地域医療の確保や住民の日常的な移動のための交通手段の確保などの様々なソフト事業（法第12条第2項に規定する「過疎地域自立促進特別事業」）へ対象が拡充されたほか、平成26年の改正によりハード整備の対象が拡充されている。こうした制度充実に伴い、より一層の過疎対策の推進効果が期待される。

全国第3位の過疎県^{*1}である本県においては、財政基盤の脆弱な過疎市町村の財政的支援としての過疎債は、重要な財源となっている。

しかしながら、過疎債が法に基づく財政上の特別措置として設けられたものであることから、活用にあたっては、法の趣旨に則り総合的、計画的に運用する必要がある。

こうした観点から、過疎債の起債にあたっては、引き続き事業の緊急度、事業効果等を総合的に勘案のうえ、計画策定に努めることが重要である。

*1 全国第3位の過疎県：県内全市町村数に占める過疎関係市町村数の割合88.9%は、全国第3位。

II 健やかで心豊かに暮らせる地域づくり 「安心」

少子高齢化が著しく、人口減少が進む過疎地域において、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を推進するとともに、健康寿命の延伸を図るなど、高齢者、障がい者など誰もがいきいきと暮らし、共に支え合う社会づくりを進める。

また、山や海に囲まれた急峻な過疎地域の安全・安心を確保するため、地域医療の確保や消防・救急体制を強化するとともに、地域のNPO・ボランティアとの協働や集落の維持・活性化のためのきめ細かな小規模集落対策などを行い、住民が安心して健やかに暮らせる地域社会の実現を図る。

さらに、豊かな緑や海、美しい景観などを有する過疎地域の天然自然の恵みを守り、これを将来に継承すべく、県民総参加の「おおいたうつくし作戦」の推進や自然エネルギーを活用した低炭素社会の構築など環境に配慮した整備を進める。

1 子育て満足度日本一を目指す取り組み

少子高齢化の著しい過疎地域において、子どもを生き育てることに楽しみや喜びを実感できる社会を実現するため、小規模保育や放課後児童クラブなどの多様な子育て支援サービスをはじめとした「子育てを支える社会的基盤の充実」と、ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、男女が共に家事・育児に参画する「安心して子育てしながら働ける環境づくり」を「車の両輪」と位置づけ、子育てを社会全体で支援できる環境整備を進める。

また、きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を合わせて、子どもの育ちと子育てを支援し、子育ての満足度を高める。

(1) 地域ニーズに応じた子育て支援サービスの提供

・子どもの健やかな育ちと子育て家庭を応援し、安心して子どもを生き育てられる社会の実現を目指す次世代育成支援対策の取り組みは、過疎地域において人口流出を抑止し、若年層を中心とする定住を促進する上においても、極めて重要である。

・若い世代が結婚や出産、子育ての希望を叶え、喜びや楽しみを持って子育てができるよう、次世代育成支援対策基本法に基づく県の行動計画である「おおいた子ども・子育て応援プラン（第3期計画）」に沿って、子育てにかかる経済的負担の軽減や、子育て世代を社会全体で応援する仕組みづくり、子育ても仕事もしやすい環境づくりなど、「子育て満足度日本一の大分県」の実現に向けた取り組みを重点的に推進する。

〈現状と問題点〉

・本県の合計特殊出生率は全国平均を上回る状況が続いているが、人口の維持に必要な水準には届いていない。一方、県民の希望をみると、理想の子ども数が2.81人であるのに対し、現実の子ども数が2.18人と、理想と現実の間には大きなギャップがある。

・核家族化などの進行により地域のつながりが希薄化し、地域で子育てを支える力が弱まっている。また、共働き世帯の増加、経済的な困窮などにより、子育ての孤立感・不安感が増大しており、子育ての喜びを感じにくい社会になっている。さらに、少子化により、子ども同士が集団の中で育ち合う機会が減少するなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容している。

・このため、結婚や出産に関する県民の希望と現実のギャップを解消するとともに、地域における子育て支援や仕事と子育ての両立支援など、次代を担う子どもの成長と子育て家庭を身近な地域や職場など社会全体で支援することが求められている。

・過疎地域においては、乳幼児の減少に伴い、保育所等の運営の継続が困難な地域も存在しており、住んでいる地域で子ども同士が切磋琢磨し、社会性を育む機会が少なくなるなど、子どもの健やかな成長への影響も懸念される。

・過疎地域の人口流出を抑止し、若年層を中心とする定住を促進する上でも、保育サービスをはじめとした「子育てを支える社会的基盤の充実」に取り組むとともに、子育て家庭が楽しさや充実感を持って子育てできるための支援策を講じる必要がある。

〈基本的方向〉

①地域における子育て支援の充実

・市町村の計画等に基づく地域の教育・保育の提供体制の確保を支援する。

・人口減少地域にあっても子どもの健やかな成長にとって適切な集団規模の確保等が図られるよう、「認定こども園」の普及を促進するとともに、地域の様々な状況に合わせて保育の場が確保されるよう「小規模保育」、「家庭的保育(保育ママ)」等の実施を促進する。

・多様な保育ニーズに対応するため、「病児・病後児保育」や保育所の「延長保育」、幼稚園や認定こども園で実施する「在園児を対象とした預かり保育(一時預かり)」の実施を促進するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育料の減免などを実施する。

・どこでも必要なサービスを利用できるよう、保育所や放課後児童クラブなど地域の実情に応じたきめ細かな子育て環境の整備を推進する。

・包括的に相談・援助に応じる「利用者支援」、「地域子育て支援拠点」や「ファミリー・サポート・センター」など地域の子育て支援サービスや相談機能の充実を図るとともに、「子育てほっとクーポン」などにより子育て支援サービスの周知・利用促進を図る。

・NPO、ボランティア、高齢者など、子育てを身近な地域で支援する取り組みを推進する。

・保育士、幼稚園教諭、地域子育て支援拠点の職員など子育て支援に係る人材の確保・養成と質の向上を図る。

・パパの子育て応援月間など男性の育児参画を進める効果的な意識啓発や職場環境づくりを推進する。

②きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

・市町村や関係機関等と連携し、児童虐待の未然防止から虐待の早期発見・早期対応、アフターケアに至るまで一連の取り組みを強化するとともに、児童相談所の取り組みの強化を図る。

・社会的養護を必要とする子どもが心身ともに健全に育ち、社会的自立ができるよう、児童養護施設の体制強化を図るとともに、里親制度の普及や児童養護施設の小規模化等、より家庭的な環境を整えるなど、社会的養護の充実に努める。

・ひとり親家庭の自立を促進するため、それぞれのニーズにあった子育て・生活支援、就業支援、経済的支援、養育費確保対策を総合的・複合的に展開する。

・子どもの貧困対策に関する計画に基づき、子どもたちへの教育・生活の支援や、保護者に対する就労支援、経済的支援などの総合的な対策を推進する。

・在住外国人の子ども等、特に配慮が必要な子どもと親への支援を実施する。

・障がいの早期発見や早期療育等の取り組みを推進するとともに、医療、保健、福祉、教育、就労などの関係機関が連携し、障がいのある子どもと家族へのライフステージに応じた一貫した支援を推進する。

③結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

・市町村やNPO等と連携した出会いの応援、結婚や子育てをテーマとしたポジティブキャンペーンの実施などにより、県民の希望する結婚の実現を支援する。

・子どもを生みたい人が生めるような環境づくりを推進するため、医療保険適用外の不妊治療を行う夫婦を対象に、治療に伴う経済的負担の軽減を図るとともに、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を推進する。

・子どもの傷病の早期治療を促進するため、未就学児までの入院・通院及び小・中学生の入院に係る医療費の自己負担分の軽減を図る。

・妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため、保健・医療・福祉・教育の関係機関をつなぐ母子保健・育児支援ネットワークを強化する。

2 高齢者、障がい者などが地域で安心して暮らせる社会の構築

高齢化の進む過疎地域において、健康寿命の延伸を図り、高齢者がいつまでも元気で、その豊富な経験や知識を生かすことが出来る地域社会を構築する。

また、障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らし、誰もが安心して生活できる地域社会を構築するとともに、地域における支え合いの仕組みづくりを推進し、「孤立ゼロ社会の実現」を目指す。

(1) 健康寿命の延伸と高齢者福祉の向上

- ・ 住み慣れた地域で、生涯を通じて健康で活力あふれる人生を送ることが出来るよう、健康寿命の延伸を図る。
- ・ すべての県民が豊かな高齢期を送れる地域社会の実現を目指して、支援を要する高齢者等に対する施策と、元気な高齢者に対する施策を、高齢者保健福祉施策の「車の両輪」と位置づけ、それぞれの施策を関連づけ、総合的に推進していく。

〈現状と問題点〉

- ・ 本県の「平均寿命」は、全国トップクラスとなっており、今後も延伸する見込みである。これに合わせ、健康で活力あふれる暮らしを送ることが出来る「健康寿命」を平均寿命の延び以上に延伸することが、生活の質の向上及び持続可能な社会の構築のために重要な課題となっている。
- ・ 「健康寿命」の延伸のためには、県民自らが生活習慣病の発症予防と重症化予防のための行動を実行に移すとともに、社会全体で県民の健康を守り、支えるための環境づくりを進めることが必要であり、多様な主体による健康寿命延伸のための取り組みの拡充が求められている。
- ・ 本県の平成26年10月1日時点の高齢化率は29.6%で、全国第10位と高齢化が進展しており、平成37年には34.1%と県民の3人に1人が高齢者になると予測されている。
- ・ 高齢者が健康で自立した日常生活を営み、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、要介護（要支援）状態になることをできる限り防ぐとともに、要介護（要支援）状態になってもその状態の悪化を防止・改善させる取り組みのほか、地域での支え合いや介護サービス提供体制の充実等が求められている。
- ・ 高齢化が全国に比べ早く進展する中、県民誰もが安心して暮らしていけるよう、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することが極めて重要な課題となっている。

〈基本的方向〉

- ・ 県民が、健康を育む生活を送ることで幸福を感じ、生涯にわたり活力のある生活を送ることが出来る社会の実現のため、県民参加型の健康づくり運動を展開する。
- ・ 予防可能である生活習慣病対策とその管理を行うとともに、民間活力を含めた地域、職域、学校、家庭等が社会全体で相互に連携する体制づくりを推進し、誰もが健康になる環境の構築を目指す。

・高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自立した生活が送れるよう、介護予防の推進のほか、関係機関や団体等と連携して、福祉・保健・医療にわたる施策を総合的に推進し、地域包括ケアシステムを構築する。

・このため、①地域活動への参加促進、②スポーツ・芸術・文化機会の確保、③就業促進、④健康づくり・介護予防の推進、⑤生活支援サービスの充実、⑥介護サービスの充実、⑦良質な高齢者向け住まいの確保、⑧医療・介護連携の推進、⑨地域包括支援センターの機能強化、⑩介護人材の確保・育成と介護サービスの質の向上、⑪支援を要する高齢者を支える環境の整備、⑫認知症施策の推進及び⑬権利擁護の推進などに取り組む。

(2) 障がい者の自立と社会参加の促進

- ・「自立」「本人主体」「共生」をキーワードに障がいのある人もない人も共にいきいきと生活し活動できる社会を実現するため、身近な地域での障がい者の生活を支えるサービス提供基盤の整備を促進する。
- ・グループホームなどの住まいの場や経済基盤となる働く場を確保するほか、相談支援体制の充実や、文化、スポーツの振興、社会参加や交流活動の推進を図る。

〈現状と問題点〉

- ・本県における障がい者（児）数は、身体障がい者（児）64,410人（平成27年3月31日現在）、知的障がい者（児）9,383人（同前）、精神障がい者34,164人（平成26年6月30日現在）となっている。
- ・障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念のもと、地域社会の中で障がい者が自立し、参加できる環境づくりが必要となっている。
- ・障がい者や介護者の高齢化など障がい者を取り巻く環境も変化しており、障がい者が安心して日常生活を送り、また、介護者の負担を軽減するため、障がいの種別にかかわらず、必要とする保健福祉サービスの提供が求められている。
- ・障がい者の雇用率は平成26年度調査では全国2位であるものの、知的障がい者、精神障がい者の雇用率は身体障がい者に比べ低率となっていることから、知的障がい者、精神障がい者の雇用促進を図ることが課題となっている。

〈基本的方向〉

- ・障害者差別解消法の施行（平成28年4月1日）や障がい者への差別の解消に向けた県条例の制定と普及啓発により、障がい者差別の解消を図る。
- ・障がい者が暮らす身近な地域で、生活を支える各種サービスが十分に提供されるよう、サービス提供基盤の整備を図るとともに、グループホームなどの住まいの場や経済基盤となる働く場及び就労訓練の場の確保を図る。
- ・施設入所（病院入院）から地域での自立した生活への移行促進や地域定着のための相談支援体制の整備を図る。
- ・障がい者アートや障がい者スポーツなどの活動を支援し、社会参加や交流活動の推進を図る。
- ・障がいのある子どものライフステージを通じた施策の連動を図り、一貫した支援体制づくりを推進する。
- ・公的サービスだけでなく、社会福祉法人、ボランティア、NPOなどによる各地域における福祉コミュニティ活動など、様々な活動主体が相互に連携をとりながら、サービスを提供できるようネットワーク化を図る。
- ・障がい者雇用率日本一に向けた支援の充実を図る。
- ・障がい者が学校卒業後に円滑に就労できるよう在学中から就労体験を行うとともに、職業技能の習得や関係機関との連携強化を図る。
- ・障がい者の工賃向上のため、共同受注・共同販売の取り組みや優先調達などを推進する。

(3) 住民主体の共助の取り組みへの支援

- ・住民が主体的に関わり、支え合う共助の推進に向け、人づくりや基盤づくりに取り組み、「孤立ゼロ社会の実現」を目指す。

〈現状と問題点〉

- ・少子高齢化の進展に伴い、人間関係が希薄化し、コミュニティ機能が低下するなか、支援を要する一人暮らし高齢者やひきこもり者等、社会的孤立状態にある人が増加している。地域力を結集し、人と人とのつながりの再構築を進めることは喫緊の課題である。
- ・県内では、住民がサロン等交流の場に参加できる自治会の割合が半分程度にとどまっている（52.0％）。
- ・多様な生活課題の解決に向けた取り組みが、市町村社会福祉協議会やボランティア、NPO、社会福祉法人などにより行われている地域も見られるが、一部にとどまっている。
- ・見守りや支え合いの活動は、高齢化や過疎化が進展している過疎地域ほど実施が困難になっている。
- ・住民が自分たちの発想で、主体的に地域福祉活動に取り組んでいる地域ほど、活発で継続的な活動が行われている。

〈基本的方向〉

- ・生活課題の発見や高齢者等の見守りなどを行う「サロン活動」の普及や、生活課題への支援方法等を協議・検討する自治会を中心とした「小地域ネットワーク活動」を推進する。
- ・市町村社会福祉協議会のコミュニティワーク（地域資源を把握し地域住民と連携した取り組み）機能の強化を支援する。
- ・地域福祉の要となる民生委員・児童委員へ活動支援や、ボランティア活動を希望する人が円滑に活動できる仕組みづくりなどを行い、多様な担い手の発掘に努める。
- ・小規模集落については、集落外の団体等とのネットワーク化や、近隣集落との連携により、地域福祉の向上を図る。

(4) ユニバーサルデザインのまちづくり

- ・年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、すべての人が自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるように、ハード及びソフト面の様々なバリアが取り除かれた「ユニバーサルデザインによるまちづくり」を推進する。

(現状と問題点)

- ・高齢化の進展等により、日常生活や社会生活の中で、様々なバリアを感じる人が増えていくことが予想される。
- ・障がいのある人もない人も共に地域で生活することができるようにするという共生社会の考え方が普及し、障がいがありながら地域で生活する人の割合が増えてくるものと考えられる。
- ・また、年齢や性別、障がいの有無に関わりなく、すべての人が住み慣れた地域で個人として尊重され、安心して生活できるよう、県民や事業者のユニバーサルデザインへの理解・実践を推進するとともに、共助(県民同士の支え合い)による新たな支援の仕組みや公的サービスのさらなる整備が求められている。
- ・県民一人一人がユニバーサルデザインの意識を持ち、「より多くの人のため」という視点に立って、みんなで生活環境や情報・コミュニケーション、もの、サービスなどをより良いものにしていく必要がある。

(基本的方向)

- ・これまで、健常者を基準に作られてきた建物、道路、サービス、情報や制度などの社会システム全体を「はじめから」、「だれもが利用しやすいように」することが新たな社会の要請となっており、こうしたユニバーサルデザインの考え方を基本にした社会づくりを進める。
- ・すべての人が安心して快適に日常生活や社会生活を営めるよう、建築物や交通基盤など生活環境の整備を促進する。
- ・加齢や障がいによる情報格差が生じないようにするため、情報提供方法の工夫や情報伝達手段の確保を進める。
- ・ユニバーサルデザインの考え方を理解したり、人を思いやる心を醸成するための教育や学習など、「こころ」のユニバーサルデザインを推進し、より幅広く取り組まれていくための意識づくりを進める。

3 県民の安全・安心の確保

医師の地域偏在等により過疎地域の医療提供体制の維持が難しい状況にあることから、地域の医療機関相互の連携強化や、特定診療科対策など総合的な医師確保対策を推進するとともに、無医地区における巡回診療や患者輸送体制の整備などを促進する。

また、様々な自然災害や特殊災害に対応できるよう、自助・共助・公助の理念に基づき総合的な地域防災力の向上に努める。

(1) 地域医療の確保

- ・医師の地域的な偏在等を背景に、地域の医療提供体制の維持が難しい状況が生じていることから、医師の県内定着対策、地域偏在対策、特定診療科対策などの医師確保対策を総合的に推進する。

- ・超高齢化社会に見合った「治す医療」から「地域全体で、治し・支える医療」への転換、急性期から回復期、在宅医療に至るまで、地域全体で切れ目なく、必要な医療が提供される地域完結型医療を推進する。

〈現状と問題点〉

- ・本県における医療施設従事医師数（平成24年12月末現在）は、人口10万人当たりで256.5と全国平均の226.5を上回っているが、54.6%が大分市、別府市に集中するなど、地域的な偏在が顕著となっている。

- ・医師の地域偏在等を背景に、二次救急医療機関やへき地医療拠点病院等、地域の中核的な役割を担う病院においても、医師不足となっている診療科があるなど、地域における医師確保が課題となっている。

- ・医療計画上主要事業に位置づけられた5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患医療）5事業（救急医療、小児（救急）医療・周産期医療・災害医療・へき地医療）及び在宅医療に関する医療機関相互の連携と役割分担の推進及び医療提供体制の充実・強化が課題となっている。

- ・本県における看護職員従事者数と需給見通し需要数（平成26年12月末現在）を比較すると、846人の不足となっており、さらに、看護職員従事者の54.7%が大分市、別府市に集中するなど、地域的な偏在が顕著になっている。

〈基本的方向〉

- ・大分大学をはじめ、医師会、市町村、へき地医療拠点病院等と連携し、地域医療を支える医師の確保に努める。

- ・大分大学医学部に設置した地域医療支援センターにおいて、地域医療を担う医師のキャリア形成支援や医師及び医学生への地域医療についての情報発信・相談支援を行うなど、医師の育成、定着を推進する。

- ・地域枠医学生に対する修学資金貸与制度により、医師養成段階からの県内定着を図るとともに、医師への研修資金貸与制度により医師が不足している地域や診療科の医師確保対策を推進する。

- ・県内の医療機関や訪問看護ステーション、介護施設等に就職を希望する看護学生に対する修学資金貸与制度により、看護師養成段階からの県内定着を図るなど、

看護師の確保・定着対策を推進する。

- ・女性医師の出産・育児と勤務との両立を支える医療機関に対する支援など、女性医師が働きやすい環境整備を促進する。

- ・5疾病5事業を中心に、切れ目ない安定的・持続的な医療提供体制を構築するため、医療機関等の機能分化と連携を推進し、受け皿となる地域の病床の確保や、在宅医療の充実等を図る。

- ・救急医療・災害医療体制の一層の充実・強化や国民健康保険運営の安定化など、生涯を通じて地域で安心して医療サービスを受けられる体制の充実・強化に努める。

- ・ICT（情報通信技術）を活用した医療情報ネットワーク構築を推進する。

（２）無医地区対策

- ・容易に医療機関を受診できない地域において、住民の医療を確保するため、地域の医療機関相互の連携強化、へき地医療拠点病院による巡回診療の実施、患者輸送体制の充実など、各種のへき地医療対策を推進する。

〈現状と問題点〉

- ・平成26年10月末現在で、13市町村に38の無医地区があり、その多くは医療資源が集中する大分市、別府市から離れた過疎地域に集中しているなど、医療資源の地域的な偏在が見られる。

- ・近年、全国的に医師不足が深刻化したことから、地域の医療提供体制の維持が難しくなっており、本県においても地域中核病院の医師が不足するなどの事例が生じている。

- ・そのような状況の中、無医地区等、医療に恵まれない地域の住民に対する適切な医療の確保は重要な課題である。

- ・無医地区を対象とした巡回診療や、市町村が行う患者輸送体制の整備に対する助成などを通じて、へき地医療の確保を図っている。

〈基本的方向〉

- ・無医地区等、医療に恵まれない地域の住民に対する医療の充実とへき地医療を担う医師の負担軽減を図るため、救急医療を中心として、へき地医療拠点病院等、地域医療を支える病院相互の連携の強化と機能分担を進める。

- ・地域の医療サービスを維持・継続していくため、へき地医療拠点病院やへき地診療所の施設、設備の整備を図る。

- ・へき地住民の通院手段を確保するため、市町村等と連携しながら、地域住民の要望や実態に即した患者輸送体制の充実に努める。

- ・ドクターヘリの運航や隣県との連携等による迅速な広域救急医療体制の充実・強化を図る。

(3) 特定診療科に係る医師の確保

・小児科・産婦人科などの診療科においては、病院での厳しい勤務環境などにより、特に地方で勤務する医師が不足していることから、大学、医師会、市町村等と連携しながら、後期研修医に対する支援など、医師確保対策を推進する。

〈現状と問題点〉

・本県の人口10万人あたりの医師数（医療施設従事）を二次医療圏ごとにみると、南部医療圏、豊肥医療圏、西部医療圏及び北部医療圏で全国平均を下回っている。

・そのうち、小児科は、南部医療圏、豊肥医療圏、西部医療圏及び北部医療圏、産婦人科では、中部医療圏を除くすべての医療圏で、それぞれ全国平均を下回っている。

・このように、厳しい勤務環境や訴訟リスクなどの影響もあり、小児科・産婦人科などの診療科において医師が不足している。

医療施設従事医師の状況

(単位:人)

医療圏	人口10万人当たり医師数		
	医師	小児科	産婦人科
東 部	285.1	115.1	36.9
中 部	300.2	120.2	57.9
南 部	186.0	57.4	25.1
豊 肥	172.4	78.9	35.0
西 部	163.1	56.6	31.5
北 部	185.6	97.0	27.3
県 計	256.5	105.9	45.5
全 国	226.5	98.7	40.7

*医師数、小児科医師数、産婦人科医師数:H24. 12. 31現在(医師・歯科医師・薬剤師調査)

*人口:H24. 10. 1現在(小児科は15歳未満人口、産婦人科は15～49歳女子人口で算定)

〈基本的方向〉

・医師が不足している地域中核病院等に、小児科・産婦人科を専攻する自治医科大学卒業医師や地域卒卒業医師を派遣する。

・小児科・産婦人科については、県内の病院や診療所で後期研修を行う医師に対する研修資金の貸与などにより、医師の確保を図る。

・小児科・産婦人科の少ない地域では、有床診療所の開設許可等を可能とする本県独自の審査基準の適用などの医師確保対策を推進する。

(4) 災害に強い人づくり、地域づくりの推進

- ・南海トラフ巨大地震や洪水、土砂災害などの様々な自然災害に迅速かつ的確に対応できるよう、自助・共助・公助による総合的な地域防災力の向上に努める。

〈現状と問題点〉

- ・今後50年以内に90%の確率で発生が予想される南海トラフ巨大地震（被害想定：最大死者数22,000人、最大負傷者数6,000人）とともに、近年の異常気象により増加傾向にある洪水や土砂災害等の自然災害に対して、人的被害などを軽減するため、地域が主体となった、地域の特性に応じた事前の備えを強化する必要がある。
- ・地震・津波時における早期避難を確保するためには、県民の防災意識の醸成とともに、避難路、避難場所の整備と実践的な訓練を積み重ねていく必要がある。
- ・洪水や土砂災害などに対しては、住民自らが適切に安全行動を判断し、避難行動につなげていくことが重要である。
- ・消火、救急、救助業務などに対する住民ニーズの高まりや複雑多様化する災害に的確に対応していくため、消防力の充実強化が求められているが、過疎化や少子高齢化の進展などにより消防団員が減少するとともに平均年齢が上昇するなど、地域の消防力の低下が危惧されている。

〈基本的方向〉

- ・様々な災害への適切な対応ができる防災教育・訓練を実施するとともに、防災情報について幅広く機会を捉えて発信し、県民の防災意識の醸成を促進する。
- ・市町村への支援等により、防災士の養成や育成、ネットワーク化などを通じて、自主防災組織の活性化・機能強化等を推進し、地域の防災力の底上げを図るとともに、地域コミュニティの振興やネットワークづくりにもつなげる。
- ・地震・津波時に、住民が迅速かつ安全に避難できるよう、津波に対する危機意識の維持高揚を図るとともに避難訓練の定着を図る。
- ・災害の種別に応じて、避難等のための体制強化などを行うとともに、住民自身による安全行動の普及・啓発を推進する。
- ・大規模災害に対応するため、市町村の区域を越えた常備消防の広域的な消防相互支援体制の充実強化を図る。
- ・市町村や事業所などと連携し、地域防災力の中核として「地域密着性、要員動員力、即時対応力」を有する消防団の充実強化を図る。
- ・高齢者、障がい者などの避難行動要支援者への支援体制を構築する。

(5) 大規模災害等への即応力の強化

・大規模災害時における救助・救急、救援体制を強化するため、広域防災拠点と受援体制の整備、住民への情報伝達体制の整備、常備消防の充実等に取り組む。

〈現状と問題点〉

- ・南海トラフ巨大地震や豪雨災害などの大規模災害時に、ヘリなどによる救助活動や医療活動、支援物資の調達及び輸送活動などの広域的な応援を、迅速かつ効率的に受け入れる体制を整備していく必要がある。
- ・住民の避難行動の判断に必要となる河川水位や土砂災害危険度などの防災情報を住民へ確実に伝達する体制の整備などを推進していく必要がある。
- ・新型インフルエンザの発生が危惧されており、また、国外では、マラリアなどの再興感染症が猛威を振るい、エボラ出血熱やMERS（中東呼吸器症候群）などの新興感染症の脅威が発生している。そのため、感染症に対する迅速かつ適切な対応をさらに進め、感染症の発生予防やまん延防止を徹底することが重要である。

〈基本的方向〉

- ・南海トラフ巨大地震や豪雨災害による甚大な被害に対して、人命救助のために重要な72時間を考慮し、消防や警察、自衛隊、医療機関などの関係機関と連携した救助・救援体制を充実・強化する。
- ・救助・救援、孤立集落支援など迅速で的確な災害応急対応を実施するため、市町村と連携して防災情報の収集、伝達体制を充実・強化する。
- ・近隣の原子力発電所の過酷事故による原子力災害に対して、地域防災計画（事故等災害対策編）に基づき、立地県や関係機関と連携して、原子力災害対策重点区域に準じた防災対策を推進する。
- ・感染症の発生予防やまん延防止のため、発生動向の収集・分析と県民や医療機関へのより速やかで効果的な情報提供、予防接種の徹底推進、医療体制の強化に努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生に備えた平常時から発生時のまん延防止策の徹底のための対策を、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて実施する。

(6) 県民の命と暮らしを守る社会資本整備と老朽化対策の推進

- ・近年の異常気象に伴い多発・激化する多様な自然災害や今後発生が予想される南海トラフ地震に備え、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進する。
- ・限られた予算の中で、適切なタイミングで補修・補強・更新を行う社会資本のアセットマネジメントを推進する。

〈現状と問題点〉

- ・本県は台風や集中豪雨などに伴う浸水被害や土砂災害が頻発しており、平成24年の九州北部豪雨災害では、河川の氾濫等により尊い人命や財産が奪われ、地域の暮らしや経済活動に多大な被害をもたらした。
- ・東日本大震災をはじめ平成26年には広島市を襲った土砂災害、御嶽山では戦

後最悪となる火山災害が発生した。さらに、今後50年以内の発生確率が90%程度と言われている南海トラフ巨大地震の発生が想定されており、地震や津波による国難と呼べる被害が沿岸部を中心に見込まれている。

- ・一方、高度経済成長期に集中的に整備された橋梁やトンネル、河川、砂防、港湾など社会インフラの老朽化が進行し、維持修繕や更新等維持管理コストの増大が見込まれている。

- ・こうした自然災害等から県民の命と暮らしを守り、本県の経済・社会活動を将来にわたって持続的に発展させるためには、防災・減災対策を柱とした社会資本整備や老朽化対策を着実に進める必要がある。

〈基本的方向〉

- ・台風や豪雨、地震や津波など様々な自然災害に備え、ダムや河川改修による治水対策、砂防ダム等による土砂災害対策、橋梁・建築物の耐震化や護岸堤防の強化などハード対策と、迅速な避難を促す防災情報の提供などソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進する。

- ・点検を着実に進めながら、長寿命化計画に基づき適切なタイミングで補修を実施するアセットマネジメントを実施し、社会インフラの安全性の確保、トータルコストの縮減や予算の平準化を図る。

- ・強靱な県土づくりを持続的に進めるため、「大分県地域強靱化計画」に基づき各施策の着実なフォローアップなど進捗管理を実施する。

4 地域社会の再構築

本格的な人口減少社会の中、人間関係が希薄化し、地域の生活機能を守れなくなりつつある。県ではこれまで、全国に先がけ小規模集落対策本部を立ち上げ、この課題に市町村と連携して対応してきた。

一方、地域には社会福祉法人など多様な団体が残っており、近隣地域に居住する他出子も含め、新たな地域の担い手となることが期待され始めている。

(1) ネットワーク・コミュニティの構築

- ・小規模集落や同様の課題を抱える山村・離島地域等では、少子高齢化の進展に伴い生活機能を維持できなくなりつつある。
- ・広域の複数集落が互いの生活機能を補い合い、全体としてひとつのコミュニティに再構築する取り組みを強力に支援する。

〈現状と問題点〉

- ・本格的な少子高齢化により、集落における買い物や高齢者の見守り、交通手段などの生活機能が低下している。
- ・小規模集落は年々増加し、平成37年にその割合が37.3%まで上昇すると推計しており、現役世代や集落活動を担う人材がますます不足する。
- ・所有者の管理が不十分で放置された空き家等は増加の傾向にあり、倒壊や火災の危険性、環境や景観に与える影響など、様々な課題を抱えている。
- ・公共交通の利用者が減少し、過疎地域等におけるバス路線や離島航路等の廃止、縮小や減便など公共交通サービスの低下が進みつつある。
- ・中山間地域等の集落では高齢者の移動手段の確保や災害時の孤立などの課題があり、その解消が急務となっている。
- ・地域生活の根幹となる水の確保や施設の維持管理ができない状況となっており、集落の水問題の解決が急務となっている。
- ・中山間地などの条件不利地域の集落では、農林水産物の価格低迷などにより、付加価値の高い商品づくりが求められている。
- ・山間部や海岸部等の集落を結ぶ道路は脆弱で災害時には土砂崩れにより孤立する可能性が高い。

〈基本的方向〉

- ・人口減少の中で、住み慣れた地域に住み続けたいという住民の思いを叶えるため集落の特徴的機能の強化と連携によるネットワーク・コミュニティの形成を推進する。
- ・安心・安全な地域社会の構築や賑わい創出のため、小規模集落対策に引き続き取り組む。
- ・公共交通の確保・維持に加え、より少ない交通需要に対応したデマンド交通の導入や、NPO等地域の様々な団体との協働による移動手段の確保等により、地域の実状に応じた取り組みを進める。
- ・中山間地域等では、地域と地域を結ぶネットワーク・コミュニティの形成を支える道づくりを推進する。

- ・安心安全で安定した生活用水の確保に取り組む市町村を支援する。
- ・地域資源を生かした起業や地元産品を給食に活用する取り組みや6次産業化を推進する。
- ・集落の孤立化を未然に防ぐのり面対策などを推進する。

5 多様な県民活動の推進

過疎地域においては、地域の基礎的なインフラであるバス路線の廃止や商店の閉店など、地域でのサービス利用に困難な状況が生じつつある。県ではこれまで、NPOをはじめ「多様な主体とのパートナーシップの構築」を進めてきた。

〈現状と問題点〉

- ・人口減少社会の到来や県民ニーズ、価値観の多様化、地域コミュニティ機能の低下などにより、福祉、環境、被災者支援など様々な分野でNPO・ボランティアの活躍が期待されており、自立的活動基盤の強化を図る必要がある。
- ・地域課題の解決のためには、行政だけではなく、公益活動を行っているNPO、社会貢献に関心の高い企業など多様な主体が協働することが重要であるが、互いの活動について情報が少ないことから、どのように連携を進めるかが課題である。

〈基本的方向〉

- ・NPOやボランティアが地域を支える担い手の一つとなり得るよう、人材の育成や活動資金の確保、事業実施能力向上のための支援を充実する。
- ・地域での支え合いの仕組みづくりを構築するため、NPO、企業、行政などがお互いを理解し、連携が図れるような環境づくりに取り組む。
- ・地域の課題解決に向けた協働について、県民理解・参加の促進を図る。

6 恵まれた環境の未来への継承

豊かな自然に恵まれた過疎地域において、その天然資源を活用した新たな自然エネルギー等の促進による低炭素社会の構築を図るとともに、豊かな天然自然の恵みに磨きをかけ、これを将来に伝えるための環境に配慮した社会づくりを推進する。

また、生活衛生の向上を図る水道施設や、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るための生活排水処理施設の整備を進める。

(1) 循環型共生社会の構築

・これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムやライフスタイルから転換し、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）（以下「3R」という。）等に、県民、行政、事業者が一体となって取り組み、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会システムの構築を促進する。

〈現状と問題点〉

- ・循環型社会形成推進基本法をはじめとする一連の廃棄物・リサイクル法が整備された。廃棄物処理に対する社会全体の関心が高まる中で、産業廃棄物の排出は依然高水準で推移していることから、排出抑制やリサイクル促進のための新しい経済的手法が必要となっている。
- ・県民の健康で住み良い生活環境を確保するため、廃棄物処理対策は重要な課題であり市町村間の連携と協力のもと広域的な処理体制の確立を図る必要がある。
- ・市町村においては、一般廃棄物の不法投棄の対策を図る必要がある。

〈基本的方向〉

- ・従来 of 市町村、事業者、一般県民等への働きかけに加え、NPO、市民団体等の民間活力の活用を図りながら、「大分県廃棄物処理計画」に基づき、地域社会が一体となって廃棄物の種類ごとに3Rの原則に沿った減量化・再資源化を推進する。このため、地区住民・ボランティア等が行うごみ減量化やリサイクルの活動に対する取り組みを支援する。
- ・リサイクル製品の認定制度や平成17年度から導入している産業廃棄物税の税収も活用しながら、産業廃棄物の排出抑制及び減量化・再資源化を進めるとともに、地域住民の不安を解消するため、排出事業者、処理業者に対する監視、指導を強化する。また、廃棄物適正処理等の啓発活動を引き続き行い、不法投棄・不適正処理の防止に努める。
- ・産業廃棄物の適正処理を図るため、市町村職員に対し県職員併任制度を設け、産廃処理業者への立入検査権等を付与するなど、県と市町村との連携を強化する。
- ・過疎地域等における産廃処理施設の周辺住民に対し、利便性回復のための環境整備対策を行う市町村等に対し支援する。

(2) 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

- ・地球温暖化により、極端な気象現象の増加や自然生態系、農林水産業、健康への影響が、今後一層深刻化してくることが懸念されるため、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制による温暖化の進行を緩和する取り組み（緩和策）を促進し、低炭素社会づくりを進める必要がある。
- ・温暖化を食い止めるために、地域全体で温室効果ガスの排出を抑制し、化石燃料等を無駄にしない消費生活や事業スタイルへと現状を改め、低炭素社会の構築を推進する。
- ・低炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素の吸収源である森林の適正な整備を推進する。

〈現状と問題点〉

- ・県では、平成23年7月に「大分県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、家庭、業務（オフィスビル、商業施設等）、運輸の各部門において、削減目標を設定し、各種施策を実施している。
- ・平成24年度の県内における二酸化炭素排出量は3,880万 t-CO₂で、基準年（平成2年度（1990年度））の排出量を0.6%上回っている。また、平成20年度（2008年度）比16.9%増、前年度比1.2%増となっており、3部門とも目標との乖離は大きくなっている。
- ・県内の大気環境及び水環境は、概ね良好な状態で推移している。しかし、PM_{2.5}など環境基準を達成できていない項目や、環境基準を未達成の河川や海域があり、事業所等に対する監視指導や生活排水対策などを推進する必要がある。
- ・県民が親しみを感じることができる豊かな水環境をつくることが重要であり、流域住民が主体となって県内全域で河川保全活動に取り組む必要がある。
- ・県民共有の財産である本県の海岸を大切に保全し、次世代に継承していく必要がある。

〈基本的方向〉

- ・良好な大気・水環境の維持・向上に努め、環境基準達成率の向上を図る。
- ・流域住民が主体的に行う水環境保全活動を積極的に支援するなどして、あらゆる主体が河川保全活動に取り組む県民総参加の運動を目指す。また、県民自らの手によるきれいな海岸づくりを進める。
- ・「おおいたうつくし作戦」の推進による県民、事業者、県の一体的な取り組みにより「大分県地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、これまでの緩和策に加えた適応策を地球温暖化対策とし、県民総参加で推進する。
- ・低炭素社会づくりを具体化する市町村、事業者、NPO等の地域の特性を生かした取り組み（環境にやさしい交通システムや廃食油の有効利用等）の普及拡大を図る。
- ・地球温暖化対策地域協議会や地球温暖化防止活動推進員と連携し、地域における省エネルギーへの取り組みの実践を促進し、省資源・省エネルギー型ライフスタイル・ワークスタイルの確立を図る。
- ・環境に配慮した交通・物流体系の整備を推進する。
- ・地域特性に応じたエコエネルギー（バイオマス、風力発電、太陽光発電等）の

導入を推進するほか、家庭や事業所における省エネルギー設備導入の促進を図る。

- ・ 森林の適正な整備・管理により、二酸化炭素の吸収量を向上させる森林吸収源対策を推進する。

- ・ 木材は炭素を固定しているとともに、鉄やコンクリートなど他の建築資材に比べ製造時に排出する二酸化炭素が少ないことから、住宅等における木材利用の拡大を図る。

- ・ 県民総参加の森林づくりを推進するとともに、森林の適正な管理・保全に努める。

(3) 水道等の整備

・水道は、地域住民の日常生活に直結し、健康で文化的な生活に不可欠な施設である。施設の計画的な整備と適正な管理により、安心して飲めるおいしい水を豊富に供給し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目指す。

〈現状と問題点〉

・本県の水道普及率は、平成25年度末で91.1%と全国平均に比べて低い水準にある。特に過疎地域は81.8%と非過疎地域の98.3%に比べてひときわ低い状況にある。これは、本県が豊かな水資源に恵まれ、良質な地下水や湧水が容易に得られることのためであるが、近年、産業の発展によりこれらの水質に衛生面で問題が発生してきており、早急な水道の整備が課題となっている。

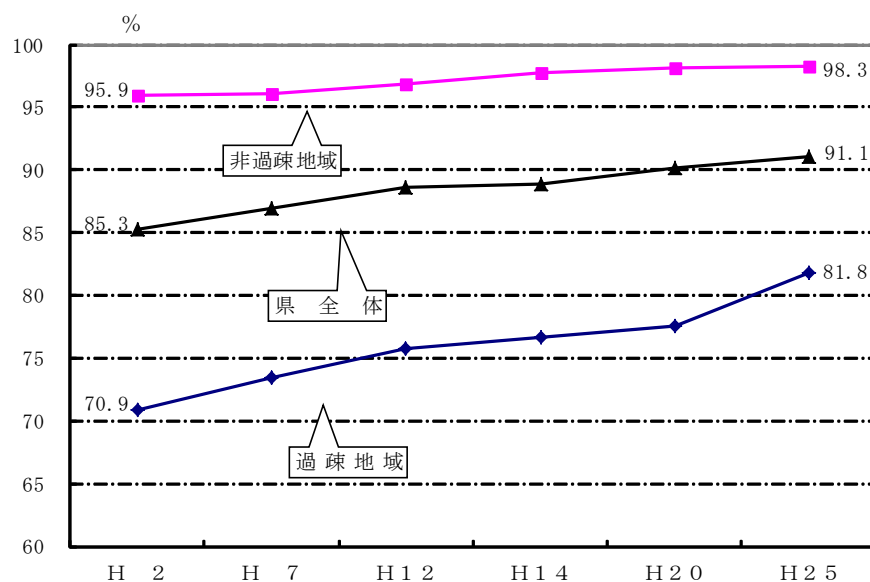
・小規模な施設の中には、給水能力が不足したり、老朽化が著しい施設が多く、経営や維持管理に課題を抱えている。今後は「簡易水道事業統合計画」に基づき、隣接するいくつかの水道の統合や上水道への統合を図っていく。

〈基本的方向〉

・水道の未普及地域においては、国費の活用により、市町村営の簡易水道や飲料水供給施設として小規模な施設や井戸を計画的に整備し、普及率の向上を図る。

・小規模な水道の統合や上水道への統合を促進し、経営の健全化により適切な維持管理体制の確立に努める。

図表：水道普及率の推移



出典：厚生労働省健康局水道課調べ「給水人口と水道普及率」

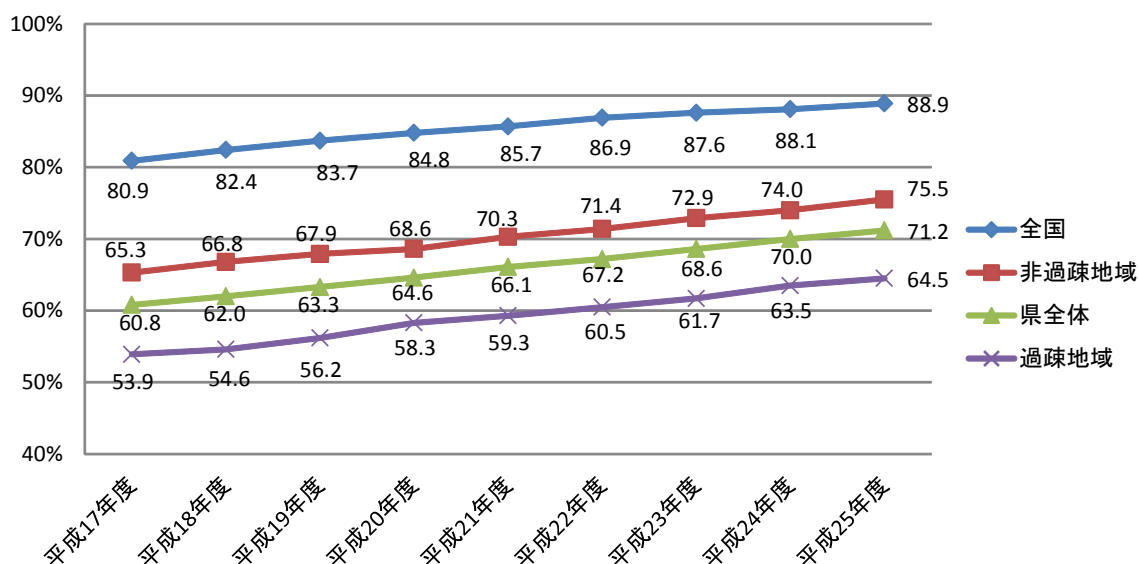
(4) 生活排水処理施設の整備

・生活排水処理施設は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的とした重要な社会生活基盤であり、その整備を重点的に進めるとともに、公共下水道及び農業・漁業集落排水施設等の集合処理地域での整備済み区域内における未接続の解消への取り組み、公共用水域の水質保全を目的とした啓発活動を市町村と連携して推進する。

〈現状と問題点〉

・本県の汚水処理人口普及率は、平成25年度末で71.2%と全国平均の88.9%に比べ、低い水準にあり、中でも過疎地域は、64.5%と非過疎地域の75.5%に比べてかなり低い状況にある。

図表：汚水処理人口普及率の推移



出典：平成25年度末の「汚水処理人口普及状況」（H26.9 国土交通省、農林水産省、環境省3省集計結果による）

〈基本的方向〉

- ・市町村の意向を十分に踏まえて、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を検討し作成した「大分県生活排水処理施設整備構想2010」（平成22年3月策定）に基づき、計画的に生活排水処理施設の整備を推進する。
- ・公共下水道、農業・漁業集落排水施設等の集合処理と合併処理浄化槽の個別処理との役割分担により、それぞれの利点を生かした整備を促進する。
- ・下水道事業、農業・漁業集落排水施設整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業においては、施設整備に係る地方債の償還を確保するための基金の積立財源として、目標とする生活排水処理率に応じた県費助成を行い事業を促進する。
- ・下水道処理施設等において、長寿命化計画の策定により、事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を推進する。

7 コミュニティを維持する移住・定住の促進

国は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、地方への新しいひとの流れをつくるため、東京圏から地方への転出を4万人増加させ、地方から東京圏への転入を6万人減少させることにより、2020年時点で東京圏からの地方への転出・転入を均衡させることを目標に掲げている。

(1) 移住・定住のための環境整備とU I Jターンの促進

- ・U I Jターンのためのきめ細かな情報発信や移住の受け皿となる仕事づくりなどに取り組む。

〈現状と問題点〉

- ・人口減少や高齢化の進展により地域活力が減退しているなか、都市圏住民の農山漁村志向は上昇しており、地域コミュニティを維持するためにも、この流れを本県への移住につなげる必要がある。
- ・移住者が地域で生活するためには、地域の特徴に応じた雇用の場づくりなど仕事の面から、住居や学校、医療、買物等の生活情報など暮らしの面まで、定住を容易にするための環境整備が必要である。また、こうした環境や魅力ある大分暮らしを情報発信することも大事である。
- ・平成25年度の「空き家実態調査」の結果、10,865件もの空き家があり、その7割は利活用が可能な空き家であることが判明した。移住・定住のための環境整備の面からも、これらの空き家の利活用につながる取り組みを強化していくことが必要である。

〈基本的方向〉

- ・都市圏からの移住者獲得のため、地域の居住環境や魅力の情報発信を強化するとともに、市町村と連携した取り組みを推進する。
- ・地域にある資源を活用し、地域に人を呼び仕事をつくることで活力を生み出す好循環を創出する取り組みを推進する。
- ・移住者が地域に定着し、地域の担い手として活動ができるよう支える取り組みを推進する。
- ・空き家情報の提供や空き家居住の促進による移住受入など、空き家の利活用を推進する。

Ⅲ いきいきと働き輝く活力あふれる地域づくり 「活力」

県土の約9割を占める過疎地域においては農林水産業の活性化が重要であるため、マーケットインの商品（もの）づくりや力強い担い手の確保・育成等を進め、構造改革をさらに加速することにより、変化に対応し挑戦と努力が報われる農林水産業の実現を図る。

また、企業誘致や中小企業の育成をはじめとする商工業の振興を図り、雇用の場を確保し地域経済の活性化に努めることにより、地域の努力が報われる活力ある地域づくりを推進する。

さらに、優れた景観や豊かな天然資源を活用した観光・地域づくりをすることにより、地域に住む人たちが地域のすばらしさを再認識し、自信・誇り・愛着を持ち、自らの手で磨きをかけ、希望の持てる地域社会の実現を図る。

1 変化に対応し挑戦と努力が報われる農林水産業の実現

国内人口の減少やグローバル化などの情勢変化に対応するため、構造改革をさらに加速するとともに、マーケットインの商品づくりや力強い担い手の確保・育成等を進め、変化に対応し挑戦と努力が報われる農林水産業の実現を図る。

また、安心して暮らしていける魅力ある農山漁村づくりを推進する。

(1) 農業の振興

- ・マーケットインの発想のもと、安全で品質の高い農産物を安定的に生産する農業の実現に取り組む。

〈現状と問題点〉

- ・TPPやEPAなど経済のグローバル化の進展、人口減少の本格化による担い手の減少や国内市場の縮小、米の生産調整の見直しをはじめとする国の政策転換など、農業を取り巻く情勢は大きく変化しようとしている。

- ・和食がユネスコ無形文化遺産に登録され、日本の食文化や安全・安心な農産物が海外で高い評価を受ける中、輸出を拡大する動きが加速している。一方で、国内ではライフスタイルの変化などによる個食の増加や食の外部化が進行している。

- ・国内消費の縮小による産地間競争の激化が予想される中、大ロット・安定供給などのマーケットニーズに適切に対応していくことが重要である一方、食品に対して機能性やこだわりを求める動きをはじめ、パッケージについても多様なニーズが生じてきており、これらに対応した商品づくりも必要である。

- ・農業を将来にわたり発展させ、農村を継承していくためには、経営感覚を持つ地域・産地のリーダーを確保・育成していくことが必要である。

- ・農業就業人口の約半数が女性であり、農業や農村を活性化していくためには、女性の活躍が今後ますます重要となる。
- ・農村は国土保全や水源かん養などの機能を有し、豊かな自然や食文化などを育んでいるが、高齢化や過疎化により生産・生活基盤の維持管理等の集落機能が低下していくことが懸念されている。

〈基本的方向〉

- ・人口減少やグローバル化など変化する社会情勢に対応するため、先駆的な経営体の育成や新たな担い手の確保、成長する海外市場をターゲットにした輸出拡大、新たな価値を創出する6次産業化など構造改革の取り組みを加速する。
- ・変化するマーケットに対応できる流通・販売体制の構築や消費者の多様なニーズに対応した商品づくりなど、競争力のある「The・おおいた」ブランドの確立に取り組む。
- ・地域の核となる若手リーダーの育成や女性の経営参画・起業を進めるとともに、移住者などのアクティブシニア層の活躍による農村の活性化を図る。また、生産現場の技術革新や経営安定対策の充実など生産者の経営支援の強化を進める。
- ・農村に潜在する様々な資源の活用や、ほ場・水利施設・農道などの生産・生活環境基盤の整備、農業用ため池の計画的な改修などを進めるほか、住民参加型の地域共同活動の促進等により集落機能の維持・向上に取り組む。

(2) 林業の振興

- ・持続的で生産性の高い林業・木材産業の実現に取り組む。

〈現状と問題点〉

- ・森林資源の充実に伴い木材生産量は増加しているが、木材の長期的な安定供給に向けて、資源量の長期予測に必要な情報の不足や齢級ごとの面積の偏り、再造林放棄地の発生などが課題となっている。
- ・木材生産の効率化に向け施業の集約化や機械化等を推進してきたが、諸外国に比べると生産性は依然として低い状態が続いている。
- ・緑の雇用制度の活用等により平成26年度の新規就業者は過去10年で最高だったが、素材生産量の増加や高齢化した作業員の離職等により林業事業体での雇用意欲は引き続き強い。
- ・製材所に対しては大量安定供給と低コスト化・高品質化のための施設整備を進めてきたが、木材商社やハウスメーカーのニーズはさらに高度化している。
- ・乾しいたけは質・量ともに日本一の本県を代表するブランド品であり、中山間地の貴重な収入源である一方、人力作業が多く複合経営品目として生産されており、近年は価格が大きく変動したこともあり生産量は減少している。
- ・イノシシやシカなどの野生鳥獣による被害防止に向け、①集落環境対策、②予防対策、③捕獲対策、④獣肉利活用対策、の4つの対策を推進しており、被害額は減少傾向にあるが、依然として生産活動の支障となっている。

〈基本的方向〉

- ・木材生産の適地を「生産林」とし、森林資源の長期的な見通しに基づく主伐・再

造林等の推進により持続的な林業を実現する。

- ・林業の成長産業化に向け施業の集約化を加速するとともに、高性能林業機械の導入や林道・林業専用道などの路網整備、木材流通の効率化を進める。

- ・林業の新規就業者の確保・育成を図るとともに、認定林業事業体の規模拡大・経営力の強化を推進する。また、素材生産現場の機械化や林業事業体における雇用条件の改善等により若者に魅力ある就業形態を構築する。

- ・製材品の販売力を強化するため、製材所の大規模化や共同出荷体制づくり、製材品の品質の高度化や均一化等を進めるとともに、大規模木造施設や土木工事資材など住宅以外の需要や、海外輸出を拡大する。

- ・乾しいたけ生産の省力化・効率化を進めるとともに、新規就業者や中核的な生産者の確保・育成により生産量の回復を図る。

- ・①集落環境対策、②予防対策、③捕獲対策、④獣肉利活用対策、を効果的に実施することにより、野生鳥獣による被害額の大幅な削減を目指す。

(3) 水産業の振興

- ・持続的な海面漁業と競争力のある養殖業の実現に取り組む。

〈現状と問題点〉

- ・海面養殖業はブリ類が大半を占め、生産量、生産金額ともに近年増加傾向にあるが、魚価の変動や飼料価格の高騰などにより不安定な経営を強いられている。魚類養殖業の経営安定化のため、協業化による経営の合理化やヒラマサとの複合養殖を推進するほか、「かぼすブリ」、「かぼすヒラメ」のブランド化などに取り組んでいる。

- ・干潟からリアス式海岸まで変化に富んだ地形を有していることから、地域ごとに特徴のある養殖業が営まれている。しかし、海面漁業の低迷や環境変化の影響などにより、新たな魚介類増養殖の取り組みが求められている。

- ・水産物の加工を推進していくためには、原料確保や加工技術、販路開拓など多くの課題解決が必要である。マーケットの求める商品形態が大きく転換しており、養殖ブリは従来的一本ものからフィレ加工品へのシフトが進んでいる。

- ・本県の海面漁業生産量は下げ止まりの傾向は見られるものの依然として低位な状況にあるため、国の資源管理・収入安定対策に基づき、資源管理計画の策定と確実な実践、種苗放流への支援を実施し、水産資源の回復を図る必要がある。

- ・アジ類・サバ類・イワシの漁獲可能量（TAC）による資源管理の推進や県単独のタチウオ資源管理の取り組みなどにより、水産資源の維持・回復を図っている。

- ・海洋環境の変化や沿岸域の開発行為、災害などにより水域環境が悪化しており、漁場の基礎生産力の低下が懸念されている。

- ・内水面においては環境の悪化に加え、外来魚やカワウによる漁業被害などが大きな問題となっている。平成26年には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面水産資源の回復や水域環境の再生への取り組みが求められている。

- ・昭和45年以降、漁港関連道を整備した漁港数は、現在までに32箇所及び、そのうち28箇所は過疎地域となっており、地域の生活・定住環境改善に寄与している。

〈基本的方向〉

- ・複合養殖による経営基盤の強化や「かぼす養殖魚」の生産拡大により差別化を図るとともに、完全養殖技術や育種技術の開発・導入により生産性の向上を推進し、養殖業の競争力強化を図る。
- ・県内各地での二枚貝養殖や海藻養殖、豊後水道域でのクロマグロ養殖、内陸部でのドジョウ養殖など、地域特性に応じた養殖業を推進する。
- ・業務用や加工用など実需者ニーズに対応した商品づくりを進めるとともに、原魚の供給や品質の均一化など産地が一体となった加工体制を構築する。
- ・水産物の安定供給に向けて、水産資源の維持回復とその持続的利用を推進する。また、種苗放流の効果を高める新たな資源管理手法の検討を行うとともに、適切な資源管理と効果的な種苗放流による資源造成型栽培漁業を推進する。
- ・国から各県ごとに割り当てられるアジ類・サバ類・イワシの漁獲可能量（T A C）に加え、隣県とのタチウオ資源管理やハモなど新たな資源管理魚種の拡大などにより戦略品目の資源の維持・回復を図る。
- ・藻場などの増殖場や魚礁の設置により漁場造成を行うとともに、海底の堆積物除去・耕うんなどによる漁場環境の改善により、漁場の基礎生産力の向上を図る。
- ・内水面においては、外来魚やカワウによる漁業被害の低減を図るとともに、増殖技術の開発・普及により、内水面水産資源の回復を図る。
- ・新規就業者の確保・育成に向け漁業学校制度の活用や漁船リース、漁業士による就業相談や技術支援の充実等、講習会や研修を通じた経営感覚に優れ資源管理や漁場の適正利用に意識の高い認定漁業士の育成を図るとともに、就業環境の改善を図る。
- ・漁港機能の充実や漁業生産の近代化、漁村環境の改善を図るほか、漁港関連道の事業化により漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化を図る。

2 多様な仕事を創出する産業の振興と人材の確保

県内各地に存在する食品産業やエネルギー、自動車、医療等の関連産業を支援するとともに、戦略的・効果的な企業誘致により地域の活性化を図る。

また、地域における創業の促進や中小企業の経営支援、ICTを活用した新サービス等の創出支援に取り組むとともに、商店街をはじめとする地域商業の活性化を図る。

(1) 多様で厚みのある産業集積の推進

- ・自動車、半導体などの県内各地の産業集積を生かし、地場企業の技術向上や取引拡大を図る。また、地域の特色を生かすことのできる食品、医療、エネルギーなどの次代を担う産業の育成を図る。

〈現状と問題点〉

- ・本県の過疎地域には、優れた伝統的な技術を持った地場企業に加えて、様々な業種の立地企業が多数存在している。しかしながら、経済のグローバル化による大企業の海外志向の強まりや事業再編の動きなどにより取引が縮小されるおそれがあり、収益性向上のための新たな仕組みや競争力強化に向けた取り組みが求められている。
- ・事業所数、従業員数ともに本県製造業に占める割合が高く、農商工連携という形で農林水産分野への波及効果も大きい食品産業の振興は過疎地域にとって重要である。
- ・血液・血管に関する医療機器製造企業が立地し、地場企業による医療機器産業への参入意欲が高まる中、新たな販路開拓や機器開発を支援する必要がある。今後、高い成長と雇用の創出が見込まれる医療・介護・福祉分野への参入支援も必要となっている。
- ・将来の最適な電源構成の議論が進み、電力システム改革も進展するなど国民の関心が高まっているエネルギー産業を、九州地域の新たな牽引産業へ育成する活動が始まっている。中でも、再生可能エネルギーは自然豊かな地域に偏在するエネルギーであり過疎地域に新たな収入源をもたらす可能性を有する。再生可能エネルギーの自給率が日本一である本県では、この強みを生かし、エネルギー産業のさらなる発展に向けた支援が求められている。

〈基本的方向〉

- ・産学官の技術交流や技術移転、試験研究機関の研究者による技術指導、産業創造機構の相談員による経営相談等を通じて、地場企業の技術力・企画力の向上と経営の効率化を進め、進出企業からの受注確保や競争力の強化を図る。
- ・自動車・半導体など既存産業の技術力・企画開発力強化に向けた取り組みを加速させる。
- ・中核的な食品加工企業の育成や農商工連携などによる食品産業や農林水産業の成長を促進し、県内各地での受注拡大につなげる。
- ・東九州メディカルバレー構想のさらなる推進により、医療・福祉機器、ロボット関連産業など、成長が見込まれる産業への参入を支援し、医療関連産業の集積

を図る。

・本県の強みである地熱や温泉熱等の再生可能エネルギーを活用した地場企業の育成やスマートコミュニティ及び水素などの新ビジネスへと挑戦する地場企業への支援により、過疎地域も含めたエネルギー産業の発展を図る。

(2) 商業・サービス業の振興

・商業・サービス産業の生産性向上、その分野の人材育成、県産品の販路開拓・拡大に取り組む。

〈現状と問題点〉

・人口減少による域内消費の減退が懸念される一方、県立美術館や大分駅ビルのオープン、また東九州自動車道の開通等により「おんせん県おおいた」を訪れる観光客等の増加が見込まれるなど、商業をはじめ県内のサービス産業は大きなビジネスチャンスを迎えている。

このチャンスを実に消費につなげるため、顧客満足度の高いサービスの提供や魅力ある個店づくりなど、サービス産業全体の質の向上が求められている。

・また、少子高齢化などの社会構造の変化や規制緩和等の進展は、消費者や企業の多様なニーズを生み、サービス産業の県内経済に占めるウエイトは、今後益々大きくなることが予想される。しかし、その生産性は製造業等に比べ相対的に低く、今後は効率化に加え、付加価値を高め生産性向上を図ることが重要である。

・商業振興のためには、景気変動や消費者ニーズの変化などその時々々の社会経済状況を敏感に察知し、自店の経営のみならず、商店街や地域商業の活性化に向けて、戦略的に取り組む人材の継続的な育成が不可欠となっている。

・県産品の振興には、大都市圏への販路開拓・拡大や海外の日本食に対する旺盛な需要を取り込むことが重要である。また、新たな商圈にチャレンジする生産者の意欲を醸成するとともに、マーケットが求める質と量に対応できる生産者を育成することが求められている。

〈基本的方向〉

・円安やビザの発給要件の緩和、さらには今後開催が予定されるラグビーワールドカップ2019や東京オリンピック・パラリンピック等による海外からの観光客や東九州自動車道の開通等に伴う県外からの観光客等の増加に対応した観光産業の振興に取り組む。

・県民の健康寿命の延伸や増大する医療・介護費の適正化といった社会ニーズに対応するため、医療・福祉を含めたヘルスケア産業の育成を図る。

・業種ごとにきめ細かに成長・発展の方向性を定め、ICTの活用等により、サービスのプロセス改善や高付加価値化を進め、生産性の向上を図る。

・域外需要の獲得も期待できる、若者にとっても魅力的なサービス産業の振興を図る。

・地域資源や芸術文化を活用した商店街の活性化など、商業・サービス業を通じた地域活性化に取り組む事業者団体等を積極的に支援するとともに、地域の商業・サービス業をリードする人材の育成を図る。

・県産品の首都圏や関西、福岡における新規取引の開拓と海外への輸出拡大を図る。

る。また、サービス業の海外展開を促進する。

(3) チャレンジする中小企業と創業の支援

- ・地域に密着したきめ細かいサービスを提供し、地域経済発展の担い手である中小企業が経営の改善合理化を推進するため、新たな取り組みに果敢に挑戦する中小企業への支援を強化する。
- ・商工会及び商工会議所が行う小規模事業者に対する経営改善普及事業を充実・強化し、足腰の強い中小企業の育成に努める。
- ・国内外の経済情勢や為替相場の変動など経営環境の変化に対し、県内中小企業の経営基盤の安定を図るため、円滑な資金供給に取り組む。
- ・企業の形態、規模、成長段階、目的等に応じた多様できめ細かい資金供給に取り組む。

〈現状と問題点〉

- ・過疎地域において、中小企業はその多様性により地域に密着した様々なきめ細かいサービスを提供するとともに、雇用の場も提供するなど、地域経済の発展に不可欠な存在となっているが、人口の減少、高齢化の進展等により、事業所数の減少がみられる。
- ・過疎地域においては、商工会等の取り組みが地域産業の振興と地域経済全体の活性化に重要な役割を果たしている。
- ・経営戦略や販路拡大に関する企業のニーズは多様化しており、適切な指導・助言による中小企業の課題解決を図るため、商工会・商工会議所等における経営改善普及事業実施体制の充実、強化を図る必要がある。
- ・国内外の経済情勢や為替相場の変動など経営環境の変化に対し、県内中小企業の経営基盤の安定を図るため、円滑な資金供給に取り組むことが求められている。
- ・中小企業が持続的に発展し、経営基盤の安定・強化を図るためには、事業拡大等の前向きな取り組みや経営改善等の促進に向けて、中小企業に対する経営と金融の一体支援を強化することが課題となっている。
- ・地域経済の再生や雇用の確保を図るため、経営不振企業の経営改善・事業再生や円滑な事業承継、いったん倒産・廃業をした中小企業者の再チャレンジを支援することが課題となっている。

〈基本的方向〉

- ・地域経済の活性化及び持続的発展のため必要不可欠な存在である中小企業の成長を図るため、経営環境を先読みした経営革新へ取り組みを支援する。
- ・中小企業の高度化・多様化するニーズに対応するため、商工会等における経営指導員等の資質の向上や広域連携体制の導入等により、経営改善普及事業実施体制の充実、強化を図り、さらに経営発達支援事業の取り組みを促す。
- ・中小企業が抱える経営面や技術面などの課題解決のためのアドバイザー派遣事業や、各種の情報提供等により経営内容の向上に向けた支援を行う。
- ・過疎地域における中小企業の多様な資金ニーズに対応するため、制度資金の充実を図るとともに多様できめ細かい資金調達手段の導入に取り組む。
- ・中小企業が持続的に発展し、経営基盤の安定・強化を図るため、事業拡大等の

前向きな取り組みや経営改善等の促進に向けて、中小企業に対する経営と金融の一体支援を強化する。

- ・中小企業支援ネットワークを通じた、中小企業の経営改善・事業再生への取り組み促進や、円滑な事業承継の支援に取り組む。
- ・優れた経営基盤を生かした経営戦略により業容拡大を目指す地場中小企業に対し総合的な支援を行い、地域における雇用の増加など県経済への波及効果を生み出す地域牽引企業の創出に取り組む。
- ・起業家の発掘・育成のためのビジネスプランの公募や人材育成研修、インキュベーター施設の提供、投資家等とのマッチング、販路開拓の支援などのベンチャー支援策を県内各地で行い新事業の創出を図る。

(4) 企業誘致対策

- ・企業誘致は、雇用の創出、地場企業のビジネスチャンス拡大など地域経済の活性化に対する波及効果が大きいことから、地域の特性に応じた企業誘致を図る。

〈現状と問題点〉

- ・企業誘致は、過疎地域自立促進特別措置法が施行されて以来、274件の企業立地がある。
- ・平成12年度から平成26年度までの15年間で過疎地域に143件の企業立地があり、約6,200人におよぶ新規雇用が創出されている。
- ・昨今は、国内人口の減少や市場の縮小を背景に、企業は製造拠点の集約化や市場の大きな海外への投資を進めており、企業誘致を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。本県においては、高速道路の全線開通に伴う商圈や物流の変化に対応するとともに、地方創生の実現に向けた本社機能の誘致や女性の活躍推進に向けた企業誘致など、新たな取り組みが必要である。
- ・本県の強みである、様々な業種がバランスよく立地した産業集積と、市町村と一体となったスピーディーなワンストップサービスを今まで以上に強化し、企業誘致に取り組むことが重要である。
- ・企業ニーズにあった魅力ある工場用地の不足や労働力の減少に加え、企業の立地動向についての地域間格差も課題となっている。このため、市町村と連携して新たな工場用地の確保やインフラ整備などに取り組む必要がある。
- ・厳しい地域間競争を勝ち抜くためには、市町村を含めた補助金などの優遇制度を拡充することにより、企業の初期投資の軽減を図ることも大切な要素のひとつである。

過疎地域における企業誘致の状況（12～26年度）

区 分	過 疎 地 域	非 過 疎 地 域	計
誘致件数（割合）	143件(52.2%)	131件(47.8%)	274件(100%)

〈基本的方向〉

- ・時代の流れに対応した産業分野の誘致や地方創生の実現に向けた本社機能の誘致、さらに、女性が働きやすい企業の誘致など、未来に向けた戦略的で効果的な企業誘致を推進する。

- ・市町村と連携して受入れ体制の充実を図るとともに、既に進出している企業への訪問活動の強化や地場企業の情報提供・取引あっせんなど、地道できめ細かなフォローアップを行うことにより、企業の満足度を一層高めていく。
- ・積極的に工場用地の整備に取り組む市町村に対して、場所選定から造成までの総合的支援を行うとともに必要な財政支援を行う。さらに、市町村等と連携して工場用地、空き工場、空き校舎の掘り起こしに努める。
- ・これらの取り組みに加え、企業立地に対する助成制度の拡充等を検討し、企業が設備投資しやすい環境を整える。
- ・過疎地域における様々な就業機会の場を確保するため、市町村等と連携して地域の特性に応じた企業誘致を図る。

(5) 情報通信技術の普及・活用

- ・情報通信技術は、急速に進化しており、ビッグデータ活用の進展やモノのインターネット化（I o T）といった新たな潮流が生まれつつある。産業の基盤となるICTを活用し、様々な産業の振興や新サービスの創出等の支援に取り組む。

〈現状と問題点〉

- ・国際的な競争の激化や人口減少など、中小企業を取り巻く環境が大きく変化する中で、地場企業が持続的に発展していくには、経営の効率化、技術力の向上など経営基盤を強化する必要がある。高速情報通信網を活用した地場企業の経営改善、ビジネス情報の提供などにより、過疎地域の産業の活性化を図る必要がある。
- ・3Dプリンタを利用したものづくりなど、今後様々な分野においてICT利用が進むとともに、センサーや家電など各種機器が繋がるネットワークの進展などにより、新しいサービスの創出が期待される。

〈基本的方向〉

- ・ICTを活用し、様々な分野でのイノベーションの創出を支えるため、県内技術者の資質向上や将来性豊かなICT人材の育成を図る。
- ・様々な産業分野においてモノがデジタル化・ネットワーク化するI o TなどICTの進化の中で期待される新ビジネスの創出を支援するため、先進事例紹介などによる経営者層の意識啓発、各分野での先駆的取り組みに対する支援を行う。
- ・県内全域に整備された高速情報通信網を活用して、地場企業の経営改善、ビジネス情報の把握、県の支援策等の情報提供、地場企業からの情報発信、ICT分野の創業の促進など、ICTの産業分野への利用促進を積極的に進め、過疎地域における新事業の創出と地場企業の経営基盤の強化を図る。

3 産業人材の確保・育成とワーク・ライフ・バランスの推進

人口、とりわけ生産年齢人口の減少が進展する中、過疎地域における人口流失の抑止及び地域の活性化を図るには、産業の振興及び雇用の確保、安定を図ることが重要であるため、若年者のみならず、中高年齢者、女性、障がい者等、誰もが意欲と能力に応じていきいきと活躍できるよう、きめ細かな就業対策と就業環境の整備に取り組む。

〈現状と問題点〉

- ・過疎地域の人口流出を抑止するには、産業振興と雇用の確保、生活基盤の整備と教育、子育て環境の整備などが必要である。
 - ・特に、若年層を中心とする定住を促進するには、雇用の場を確保するとともに、仕事と育児・介護の両立を可能とする環境づくりが不可欠である。
 - ・若年者の流出を抑止し、県外からのU I Jターンによる人材確保を図るためには、移住や就職に係る支援に地域の総力を挙げて取り組む必要がある。
 - ・新規学卒者の就職内定率が改善し、若年者の人口減少が続くなか、過疎地域の発展を支える人材の流出を抑え、流入人口増加に転換させる好循環を作っていくためには、新たに良質な雇用を創出し、きめ細かい就職支援を行うことが求められている。
- 一方で、フリーターやニート状態にある若年者は依然として多く、特に25～34歳の年長フリーターは平成21年以降増加の傾向にあり、不本意な非正規労働に従事する若年者に、関連機関が連携してキャリアアップ支援を行うことが必要である。
- ・中高年齢層の有効求人倍率は他の年齢層と比べ低いことに加え、中高年齢者は従前の職種への再就職を希望するケースが多いことから、職業選択の幅が狭く再就職が困難となり、失業期間も長期化する傾向にある。
 - ・希望者全員が65歳以上まで働ける企業割合は、平成26年度調査では81.8%で全国2位であるが、65歳以上人口は平成32年(2020年)には32.8%に達すると予測されており、年金支給開始年齢の引き上げも行われることから、高年齢者の雇用就業機会の確保が重要である。
 - ・女性の年齢階層別の就業状況は、30～39歳を底としたM字型カーブとなっており、これは、結婚や出産・育児等のために一旦仕事を離れ、子育て等が終了した後に再就職をしている状況を示している。今後、労働力人口の減少に伴い、女性の労働力の活用の観点から、就業継続のための仕事と家庭の両立環境整備と再就職支援のための職業能力開発等が重要となる。

〈基本的方向〉

- ・地元での就職を希望する若年者や、県外からのU I Jターン希望者に対し、「おおいた産業人財センター」を拠点として、ハローワークや市町村等関係機関と連携を図りながら、企業情報の提供や職業相談、職場定着セミナーなど、個々の相談者の状況に応じたきめ細かな就業支援を実施する。
- ・中高年齢者への再就職に必要な知識やノウハウを付与するため、幅広い視野に立った求職活動の実施及び早期再就職に向けた支援を行う。

- ・高年齢者の多様な就業ニーズに対応するため、(公社)大分県シルバー人材センター連合会及び各拠点シルバー人材センターや市町村との連携を図り、高年齢者の臨時・短期的な就業機会の確保を図る。
- ・地域に人材を確保、定着させ、生産性の向上を図るため、仕事と仕事以外の生活（育児、介護、地域活動等）を希望するバランスで行うことができるよう、企業のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進するとともに男女が共に家事・育児に参画する社会環境づくりや意識啓発を推進する。
- ・県内企業に対し、育児・介護休業制度などの両立支援制度の活用や短時間勤務などの柔軟で多様な勤務時間制度導入を推進し、誰もが働きやすい社会の実現を進める。
- ・女性の再就職促進を図るため、就労に必要な能力習得を目的とした様々な職業訓練を実施するとともに、職業訓練中の保育支援など職業訓練を受講しやすい環境の整備を図る。

4 人を呼び込み地域が輝くツーリズムの推進

過疎地域の有する美しい自然、歴史に彩られた文化、豊かな食材などの地域資源に磨きをかけ、魅力ある地域を形成し、人が訪れることで地域が元気になることが観光の基本であるとの観点に立ち、観光と地域づくりとを一体のものとした「ツーリズム」を推進する。

また、新しい観光資源の開発や拠点となる観光地の活性化の取り組み、地域づくり団体やまちづくり団体等の主体的な取り組みを支援する。

(1) 魅力ある観光の振興

- ・新しい観光資源の開発や拠点となる観光地間の連携の活性化を促進することにより、観光ニーズの多様化や質の高い観光への要求に応じていく。
- ・個性豊かな大分の魅力を多様な手段で国内外に情報発信し、観光客の来訪を促進するとともに、誰もが安心して観光を楽しめるもてなしあふれる観光地づくりを推進する。

〈現状と問題点〉

- ・本県の過疎地域にも恵まれた観光資源が多数存在するものの、地域振興に十分生かされていない。
- ・今後より多くの観光客に訪れてもらうためには、日本一の温泉や素晴らしい食の魅力をはじめ、地域の特徴ある観光素材の発掘と磨きを継続する必要がある。
- ・人口減少と高齢化により国内観光需要は長期的には低迷が懸念されており、そのような中で年々増加している個人旅行など、多様化する旅行ニーズに対応した観光メニューの開発や情報提供が求められている。
- ・ラグビーワールドカップ2019や、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを控え、今後、急増する訪日旅行者を取り込むには、情報発信と受入態勢の整備、外国人向け旅行商品の開発が急務となっている。
- ・農山漁村の滞在型余暇活動である農山漁村ツーリズムの宿泊人数が、平成22年度の約1万9千人から平成26年度の約2万3千人に増加するなど、農山漁村の景観や自然環境、地域食材等に対する都市住民の理解やニーズが高まっている。

〈基本的方向〉

- ・過疎地域の有する豊かな自然や食材等の資源を生かした新たな観光資源の開発や観光地間の連携による広域観光を推進する。
- ・おもてなしの向上や二次交通対策等安心して快適に旅行できる環境づくりを進め、訪問者の満足度を上げることで、国内外問わず新規の訪問客を開拓するとともにリピーターの定着化を促進する。
- ・地域の取り組みや観光資源を外から客観的に見つめ直し再構築する。
- ・「おんせん県おおいた」など本県の強みを生かした継続的な情報発信
- ・トイレクリーンアップ、おもてなし研修などによる受入環境の整備
- ・過疎地域の観光資源を生かした活性化を促進するため、観光拠点地間を結ぶ道路などツーリズム振興を支援する道路整備を推進する。
- ・観光地間のネットワーク強化や案内所機能の充実、二次交通の整備による受入態勢の整備を促進する。
- ・東南アジアからさらに欧米など誘客対象地域を拡大する。

・グリーンツーリズム、ブルーツーリズムなど農山漁村ツーリズムの拠点となる農林漁業体験施設や宿泊施設、市民農園、農林水産物直売施設等の交流拠点の整備を推進するとともに、体験プログラムの企画・開発に努め、交流人口の増大を図る。

・旅行形態の変化や旅行ニーズの多様化、増加するアジアからの旅行者に対応した観光ボランティアガイドや農山漁村ツーリズムのインストラクター等の人材、団体の育成を図る。

5 活力みなぎる地域づくりの推進

人の流入・定着、地域活性化には、特徴ある地域づくりが必要である。

(1) 地域の元気の創造

・温泉、食、自然、歴史・文化、アートなど様々な地域資源を掘り起こし、磨き上げ、情報発信することで、地域の特徴を生かした産業振興や仕事づくりを行い、地域の元気を創造する。

〈現状と問題点〉

・人口減少や高齢化の進展により、地域の精神的支柱である祭りや伝統芸能の担い手や後継者が不足するなど、地域活力が減退している。今後も住み慣れた地域にいつまでも住み続けたいという住民の思いを叶えるためには、地域資源の活用や仕事の場づくり、伝統文化の継承など活力を生み出す取り組みが必要である。

・別府、国東、竹田をはじめとして、芸術文化を通じた新たな地域づくりの動きが始まっている。

・世界農業遺産や日本ジオパークなどのブランド力を活用した地域の元気づくりが期待されている。

・平成25年度の「空き家実態調査」の結果、10,865件もの空き家があり、その7割は利活用が可能な空き家であることが判明した。そこで、地域の元気創造のため、これらの空き家や廃校を生かしたコミュニティ維持、活性化に資する地域ぐるみの取り組みを強化していく必要がある。

〈基本的方向〉

・地域の様々な主体が行う、地域資源を活用した新たな取り組みへのきめ細かな支援を引き続き行うとともに、近隣集落と連携した祭りや伝統芸能の保存・継承に取り組む。

・歴史や文化、地理、地質などの地域の特徴を生かしたブランド力による新たな地域づくりの展開を図る。

・芸術文化関係団体や施設、市町村等と連携して、芸術文化の創造性を生かした地域づくりを推進するほか、国際スポーツ大会の事前キャンプや国内スポーツチームの合宿を活用した地域の活力づくりを推進する。

・地域づくりに資する人材の育成・確保に市町村や関係機関と連携して取り組む。

・空き家等の積極的な活用により魅力的な地域づくりを推進する。

IV 人を育み基盤を整え発展する地域づくり 「発展」

人口減少が進む過疎地域において、学校・家庭・地域社会が相互に連携し、子どもたちが将来に夢を持ち健やかに学び育つ環境を整備するとともに、生涯にわたって学習できる地域社会の形成に努め、郷土愛にあふれ創造力豊かな人材を育成する。

また、誰もが気軽に芸術文化に触れ、スポーツに親しむことができる環境づくりを推進する。

さらに、高齢化による自主交通手段の減少や利用者の減少による民間バス路線の減便・廃止など、サービス水準の低下が懸念される中で、生活交通手段の確保や救急時等における交通体系の整備を進めるとともに、情報化社会の進展に対応するための情報通信基盤の整備促進など、生活空間を整えることで、将来にわたって持続発展可能な住みよい地域社会の実現を図る。

1 生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造

子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進やグローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成、生涯を通じた学びの支援等により、生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造を図る。

(1) 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

・児童生徒数の減少する過疎地域において、グローバル化や少子高齢化など変化の激しい時代を生きる子どもたちに、未来を切り拓く力と意欲を身につけさせる教育を着実に推進する。

〈現状と問題点〉

- ・過疎地域の子どもの学力は、基礎的・基本的な知識・技能の定着については、一定の成果を上げているが、今後も思考力・判断力・表現力等及び学習意欲も含め、取り組みの継続・強化が求められる。
- ・過疎化や少子高齢化、情報化など地域社会や生活環境の変容を背景として、子どもたちの人間関係を育む力の不足が指摘されており、コミュニケーション能力や他者と協働して困難に立ち向かうことのできる力などを身に付けさせることが求められている。
- ・子どもの体力の向上を図る上で、運動する子どもとそうでない子どもの二極化が課題となっている。
- ・障がいの有無にかかわらず、子どもが自立し社会参加をするためには、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援が必要である。

〈基本的方向〉

・小・中学校では、児童生徒の「学びに向かう力」と「知識・技能」を活用した「思考力・判断力・表現力」の育成を図る。高等学校では、「知識・技能」を活用した「思考力・判断力・表現力等の能力」や「主体的に多様な人々と協働し学ぶ態度」の育成を図る。

- ・道徳教育の充実や体験活動の推進等により、子どもたちの豊かな人間性や社会性等の育成を図る。
- ・子どもたちに運動の喜びや楽しさを喚起し運動の習慣化・日常化を推進することにより、体力の向上を図る。
- ・子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教員の専門性を高め、個別の指導や支援を充実させるとともに、多様な進路希望に応じる支援体制を強化する。
- ・県単独教職員の配置などにより、小・中学校における複式学級の解消及び中学校における免許外教科担任の解消に努める。

(2) グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成

- ・グローバル化や情報化の急速な進展など、変化の激しい時代を生きる子どもたちに、自ら世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働していくための基盤となる力を総合的に育成する。

〈現状と問題点〉

- ・県内の児童生徒は、海外への挑戦意欲、留学や海外への進学実績が低く、サポートも不十分な状況にある。また、小・中・高等学校での国際交流活動の頻度や継続性等に課題がある。
- ・郷土への愛着や誇りを持つ心情が育まれていくよう、郷土の先人や芸術、歴史遺産について知る機会の充実などが求められている。また、小・中学校での「活用する力」の育成や高等学校での「思考力・判断力・表現力等」の育成のための継続的な授業改善も求められている。
- ・児童生徒の英語力に関しては、「授業が分かる」、「好き」と答える生徒の割合が他教科よりも低い状況にある。各学校段階ごとの明確な目標設定のもと、小・中・高等学校を通じた英語力の継続的な向上を図る必要がある。

〈基本的方向〉

- ・グローバル人材に触れる機会、留学や海外大学への進学等の気運の醸成や情報提供の充実を図る。また、県内留学生やALT（外国語指導助手）を活用した取り組みや、海外の学校の児童生徒との交流等を通して異文化理解活動の充実を図る。
- ・国際交流や異文化理解の推進、郷土学習の充実等を通して、多様な文化を尊重できる態度や郷土や国を愛する心の育成を図る。
- ・小・中・高等学校を通じた児童生徒の英語力の向上に向けて英語教育の改善を図るとともに、思考力・判断力・表現力等の育成のための継続的な授業改善を進める。
- ・SGH（スーパーグローバルハイスクール）指定校をはじめ、先進的な取り組みの成果を県内高等学校へ波及させる。

(3) 安全・安心な教育環境の確保

- ・いじめ・不登校、暴力などの問題行動の原因や背景は複雑で多様化しており、未然防止や事案の対応にあたり関係機関と連携した組織的な対応を推進する。
また、地震等の自然災害、登下校時の交通事故や不審者による声かけ、部活動

などにおける事故など、子どもたちを取り巻く環境には様々な危険が潜んでおり、子どもたちが安全・安心な学校生活を送ることができる教育環境を確保する。

〈現状と問題点〉

- ・いじめについては、1,000人当たりの認知件数が全国平均より多い状況であるが、これは些細ないじめも見逃さず、早期に認知して早期に対応するよう努めているためである。今後はいじめ解消率の一層の向上に取り組む必要がある。
- ・不登校について、1,000人当たりの出現率が全国平均よりも高いことから、出現率の低減に向けた未然防止対策を充実する必要がある。
- ・施設の老朽化が進んでいることから、耐震化や改築等の整備が急務となっている。また、小規模校における施設設備の維持が課題となっている。

〈基本的方向〉

- ・いじめ・不登校、暴力などの問題行動の未然防止と事案への的確な対応を図るため、学校と家庭、福祉や警察等の関係機関が連携した組織的な取り組みへの支援を充実する。
 - ・子どもたち一人ひとりが安全で安心して学べる教育を推進するため、学校における生徒指導体制及びスクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実を図る。
 - ・地域の実情に応じた防災教育など安全教育を推進し、学校内外における児童生徒の安全確保に取り組む。
 - ・学校施設については、文部科学省の「小学校施設整備指針」、「中学校施設整備指針」等を踏まえ、多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能とする施設など、子どもたちの主体的な活動を支援する施設整備、児童生徒の学習の場であるのみならず、生活の場として安全でゆとりとうるおいのある施設整備や学校・家庭・地域との連携や地域住民が有効に活用できる施設として、地域と連携した施設整備の推進に努める。
- また、建築後30年を経過する学校施設の大規模改造工事による長寿命化を推進する。

(4) 信頼される学校づくりの推進

- ・学校マネジメントに係る取り組みの徹底とともに、各学校における教育課題の解決に向けた組織的な取り組みの一層の推進や、教育水準の維持・向上のため、地域の実情を十分に考慮しながら、学校施設・設備の充実など教育環境の整備を図る。
- また、新しい時代にふさわしい魅力ある高等学校づくりを推進する。

〈現状と問題点〉

- ・校長のリーダーシップの下、すべての教職員が目標達成に向けて、組織的に教育活動に取り組むよう学校改革を進め、その取り組みが定着しつつある。しかしながら、過疎地域の全学校・全教職員に取り組みが浸透するまでには至っていない。
- ・グローバル化や多極化の進展、過疎化、少子化による生徒数の減少など、高等

学校教育を取り巻く環境が大きく変化している中、新しい時代にふさわしい魅力ある高等学校づくりが求められている。

- ・児童生徒数の減少に伴い余裕教室や小・中学校の統廃合の増加が見込まれることから、余裕教室や廃校となる学校施設の有効活用を図っていくことが課題である。

〈基本的方向〉

- ・学校マネジメントに係る取り組みの徹底を図るとともに、学力・体力の向上等各学校における教育課題の解決に向けた組織的な取り組みを一層推進する。
- ・焦点化・具体化された学校の目標を家庭・地域と共有するなど、学校教育の透明性を確保しつつ、それぞれが目標達成に向けた取り組みを行い連携を進めていく学校・家庭・地域の協働を推進する。
- ・過疎地域の子どもたちに、未来を切り拓く力と意欲を身につけさせる教育を着実に推進するため、教職員の意識改革と資質能力の一層の向上を図る。
- ・高等学校教育における質の確保と多様な学習ニーズへの対応を図る。
- ・児童生徒の教育環境を整備する観点から、市町村が行う小・中学校の適正規模化を支援する。
- ・統廃合により、廃校となった学校施設や学級数の減少による余裕教室の有効活用を進める。

（５）青少年の健全育成

- ・学校や家庭、地域社会が協働して豊かな人間性や規範意識、社会性を身につけた青少年を育成するため、学校内外における社会奉仕体験活動・自然体験活動等の豊かな体験活動を推進するとともに、青少年の自立支援、大人と青少年とが相互に尊重し信頼できる社会の構築を図る。
- ・学校において、児童生徒の健全な成長を促すとともに、学校教育が有意義で充実したものになることを目指し、いじめや不登校などの未然防止、暴力行為などの問題行動への適切な対応を行う。

〈現状と問題点〉

- ・青少年の問題行動の要因や背景として、日常生活における実体験不足による社会性や対人間関係能力の低下、家庭における基本的な生活習慣の乱れ、大人の規範意識の低下などが指摘されている。
- ・過疎化・少子化に加えて、インターネットなど情報通信技術が進展し、非正規雇用など経済・雇用環境も急激に変容する中で、社会環境の変化になじめない若者に対する支援が課題となっている。
- ・刑法犯少年の人数は減少傾向にあるものの、非行の低年齢化及び少年の再非行率の増加が深刻な問題となっている。また、インターネット利用の環境整備が進み、有害情報が氾濫する中で児童ポルノなど少年が被害者となる犯罪や児童虐待が増加している。

〈基本的方向〉

- ・豊かな人間性や規範意識・社会性を身につけた青少年を育むため、家庭、地域、

学校、企業、青少年団体などと相互に協力しながら一体となった取り組みを進める。

- ・学校内外における多様な体験活動や読書活動を通して、倫理観やコミュニケーション能力等をはぐくみ、青少年が豊かな人間関係を築くことを推進する。
- ・非行やニート・ひきこもりなどの問題を抱える青少年やその保護者を対象に、再び社会に適応する機会を得ることができるよう相談や支援を充実する。
- ・少年警察ボランティアなどの関係機関・団体と連携した少年の立ち直り支援活動や保護活動を強化する。
- ・「強くやさしい少年警察活動」を基本方針に掲げ、悪質な少年事件や少年の福祉を害する犯罪に対して厳正に対処していく。

(6) 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

- ・ 県民の学習への欲求は多様化、高度化しており、ライフステージに応じた、多様な課題に対応した学習機会を提供する。

また、地域や家庭の「教育力」が低下していることから、家庭に対して継続的に支援する。

〈現状と問題点〉

- ・ 県民の学習への欲求は多様化、高度化している。ライフステージに応じ、多様な課題に対応した学習機会を提供することが重要であるが、依然として地域による学習機会の提供に差が見られる。また、誰もが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって学び、その学習成果を適切に生かすことのできる社会の構築が求められている。

- ・ 少子高齢化の進展とともに、人間関係の希薄化といった課題が生じており、こうした中、地域の活力を支える人材の育成とともに地域コミュニティの再構築が求められている。

- ・ 核家族化等の家族構成の変化や、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより地域社会や家庭における「教育力」が低下していることが指摘されている。

- ・ 生活能力、基本的倫理観などを身につける上で重要な役割を担うものであるため、家庭に対しての継続的な支援が求められている。

〈基本的方向〉

- ・ 生涯学習に関する講座などの学習情報の提供や公民館・図書館などの関連施設の機能の向上など、県民の生涯学習を支える基盤を整備する。

- ・ 社会の要請に応じた学習機会の提供と個人、団体、地域の課題解決につながる学習相談機能や学習情報システムの充実を図る。

- ・ 「協育」ネットワークを活用した子ども支援等を通して、自らの課題を解決し他者と協働しながら主体的に地域社会の課題解決を担うことができる地域住民の育成を図る。

- ・ 子どもの健全育成と学校の教育活動を充実させるため、学校・家庭・地域が連携して家庭の教育力向上を図る取り組みを推進し、学習機会の提供等の家庭教育支援の充実を図る。

2 芸術文化による創造県おおいとの推進

芸術文化は、人の心を豊かにし、創造性と感性を育むとともに、人々の感情に働きかけ、ゆとりや癒やし、感動を与えてくれる。

このような芸術文化の持つ創造性を生かして、芸術文化の振興はもとより、少子高齢化や人口減少社会、産業振興や人材育成など社会的・経済的な課題に対応していく。

(1) 芸術文化の創造

- ・県民が芸術文化に親しみ、創造することができる環境づくりに努め、県民の主体的な参加による芸術文化活動を推進し、芸術文化の香り高いふるさと大分を創造する。

〈現状と問題点〉

- ・人々が潤いある心豊かな生活を実現し、創造的で活力溢れる地域社会を構築するためには、芸術文化は不可欠であり、県内全域が多様な芸術文化で彩られることが期待されている。
- ・少子高齢化等の影響により、芸術文化を支える基盤の脆弱化が懸念されている。県民誰もが質の高い多彩な芸術文化に触れる機会を確保すると同時に、主体となって芸術文化活動に取り組むための環境整備の充実が求められている。
- ・2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定し、地域の特性を生かした魅力ある文化プログラムの展開が期待されている。

〈基本的方向〉

- ・県内各地において多彩で質の高い芸術文化活動が行われるよう、優れた芸術文化を鑑賞し、参加し、創造することができる環境整備の充実を図る。
- ・オリンピック・パラリンピック文化プログラムの活用など、本県の芸術文化を生かした文化プログラムの展開により、多彩な芸術文化に親しむ機会を充実させるとともに、本県の芸術文化の魅力を発信する。
- ・将来の芸術文化の担い手や鑑賞者を育むために、若者や子どもたちの豊かな感性や創造力を育成する機会を充実する。

(2) 芸術文化ゾーンを核としたネットワークづくり

- ・県立美術館が開館し、県立総合文化センターと合わせた芸術文化ゾーンの核が完成した。今後は芸術文化ゾーンを中心として、広範な関係団体や県内各地で展開されている様々な芸術文化活動等との連携を進め、ネットワークの構築を図る。

また、芸術文化の持つ創造性を生かして、少子高齢化や人口減少社会、産業振興や人材育成など社会的・経済的な課題に対応していく。

〈現状と問題点〉

- ・芸術文化ゾーンを中心として、芸術文化関係団体をはじめ、教育、産業、福祉、医療など様々な分野の団体等と連携していく必要がある。
- ・芸術文化の持つ創造性を生かして、教育、産業、福祉、医療など、様々な行政

課題に対応していくことが求められている。

- ・現在、県内各地で特色あるアートプロジェクトが広がりを見せている。こうした動きをさらに加速させ、芸術文化の創造性を生かした地域づくりを展開していく必要がある。

〈基本的方向〉

- ・芸術文化ゾーンを中心として、広範な関係団体や県内各地で展開されている様々な芸術文化活動等との連携を進め、ネットワークの構築を図る。
- ・芸術文化の振興はもとより、芸術文化の持つ創造性を活用して、少子高齢化や人口減少社会、産業振興や人材育成など、社会的、経済的な課題に対応していく。
- ・「創造県おおいた」を目指し、核となる人材を育成するとともに、アート拠点や団体、市町村等と連携して、芸術文化の創造性を生かした地域づくりを推進する。

(3) 文化財・伝統文化の保存・活用・継承

- ・各地域で受け継がれてきた文化財・伝統文化は地域の人々の誇りや絆、文化的アイデンティティの礎であり、適切な保存・管理と活用、次世代への継承に努める。

〈現状と問題点〉

- ・県内には、各地域で長い間受け継がれてきた文化財・伝統文化が数多く残されている。こうした文化財・伝統文化は、地域の歴史や文化を理解する上での重要な資料であるだけでなく、地域の人々の誇りや絆、文化的アイデンティティの礎となるものでもある。
- ・文化財・伝統文化を県民共有の財産として適切に保存・管理するとともに、地域の歴史的・文化的特色を生かしたまちづくりや観光資源として積極的に活用していくことなどを通して、次世代に着実に継承していくことが求められている。

〈基本的方向〉

- ・各地域の歴史や文化の証である文化財・伝統文化を守り、育てるとともに、次世代に着実に継承していくため、国や県の指定・選定・登録制度を活用するなど、文化財・伝統文化の適切な保存・管理に努める。
- ・文化財・伝統文化が、地域の人々の誇りや絆、文化的アイデンティティの礎であることに留意して、これらを積極的に活用し、文化的特色を生かしたまちづくりや、観光振興・地域活性化を推進する。
- ・積極的な情報発信を通して、県民が文化財・伝統文化について親しむ機会や理解を深める機会を充実させるとともに、継承者育成のための取り組みを推進する。

3 スポーツの振興

スポーツは、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資する。

また、スポーツに打ち込む選手のひたむきな姿は、スポーツへの関心を高め、県民に夢や感動を与えるなど、活力ある健全な社会の形成にも貢献する。

さらに、スポーツは青少年の健全な育成や、国際的な友好と親善に資するなどの社会的な意義を有しており、その振興を一層促進する。

(1) 県民スポーツの推進

- ・子どもから高齢者まで、また、障がいのある人も含め、県民だれもが、気軽に自分のレベルにあったスポーツを実践し、あるいは観たり支えたりすることができる環境づくりを推進する。
- ・より多くの県民が生涯にわたり日常的にスポーツに親しめるよう、生涯にわたってスポーツに親しむ機運の醸成や県民スポーツを支える環境づくりを推進する。

〈現状と問題点〉

- ・「県民のスポーツに関する実態調査（平成25年度）」の結果では、成人のうち定期的に運動・スポーツに取り組みたいと回答した者の割合は約7割、また「みる」人を含め運動・スポーツに関心を持つ者の割合が8割超と高いものの、実際に運動・スポーツに取り組む者の割合は約4割にとどまっている。
- ・同調査の結果によれば、運動・スポーツに取り組む動機は、健康・体力づくり、楽しみや気晴らしなど多様であり、阻害要因としては、高齢、施設面、金銭面、多忙感などが挙げられている。
- ・スポーツの関わり方は、実際に「する人」だけでなく、プロスポーツの観戦等「みる人」、指導者やスポーツボランティアといった「ささえる（育てる）人」などがあり、県民生活においてスポーツが担う役割も、青少年の健全育成や地域社会の活性化など様々である。
- ・より多くの県民が生涯にわたり日常的にスポーツに親しめるよう、スポーツの意義や価値を共有し、スポーツ環境を整備していくことが求められている。

〈基本的方向〉

- ・青少年の体力を向上させるとともに、人格の形成の機会として積極的に活用し、次代を担う人材を育成するため、子どものスポーツ機会を充実させる。
- ・心身の健康の保持・増進を図り、健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、幼児から高齢者までライフステージに応じたスポーツ活動を推進する。
- ・人や地域の交流を促進することで、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の再生に貢献するため、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備する。
- ・地域スポーツが優れたスポーツ選手を輩出し、そのスポーツ選手が地域スポーツに寄与するというスポーツ界の好循環を創出する。
- ・障がい者が身近な地域で日常的にスポーツを楽しむ環境を整備するとともに、障がい者スポーツへのさらなる理解促進を図る。

(2) スポーツによる地域の元気づくり

- ・ 県内スポーツ施設や各種スポーツイベントなどの地域資源の活用、ラグビーワールドカップ2019の開催成功により、スポーツへの関心の拡大やスポーツに親しむ機運の向上、交流人口の拡大等を図る。

〈現状と問題点〉

- ・ ラグビーワールドカップ2019の大分開催が決定しており、大会の成功とともに、ラグビー文化の定着や国内外からの誘客による地域の活性化など、大会後のレガシー創造に向けた取り組みが求められている。
- ・ 国では、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに訪日外国人旅行者数を年間2,000万人を目指すとしており、海外との交流人口の拡大が見込まれている。
- ・ 県内プロスポーツチームや各種スポーツイベントなど優れた地域資源のさらなる活用が求められている。

〈基本的方向〉

- ・ ラグビーワールドカップ2019の開催準備を着実に進め、大会を成功させる。また、大会開催を契機とした、ラグビー文化の定着や国内外からの誘客による地域活性化など、大会後のレガシー創造に取り組む。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピックをはじめとする国際スポーツ大会に参加するチームの事前キャンプやスポーツ合宿の誘致を行い、地域住民との交流や情報発信により、地域活性化に貢献する。
- ・ 県内プロスポーツチームやスポーツイベントなどの地域資源の活用により、スポーツへの関心の拡大やスポーツに親しむ機運の向上、交流人口の拡大等を図る。

4 地域発展のためのハード・ソフトにわたる基盤整備

過疎地域における県道及び市町村道など社会基盤の整備を実施し、物流の促進を図るとともに、通勤、通学、通院、買い物などの日常の交通手段の確保や住環境の整備を図るなど、ハード・ソフトにわたる基盤整備を行い地域に住み続けられるような環境整備を推進する。

また、高規格幹線道路などの広域的な交通ネットワークの整備促進やブロードバンドなどの情報通信基盤の整備を支援し、過疎地域と都市部との地域間交流を促進する。

(1) 交通体系の整備

・道路網等による安全で快適な地域間交通を提供することは、県民生活に活力を与え、産業の発展、地域間の連携・交流、暮らしなどを支えることから、過疎地域が、広域的な物流・人流の拡大を目指し、活力ある社会を築くために、道路などの交通ネットワークの整備を図る。

〈現状と問題点〉

- ・東九州自動車道は県内全線開通したものの、それを補完する地域高規格道路「中九州横断道路」や「中津日田道路」は整備途上にある。
- ・幹線道路へのアクセスや生活道路として使用されている県道、市町村道については、改良を進めているものの、中山間地域を中心に未改良区間が残っているほか、通学路で歩道の未整備箇所が残されているなど、依然として整備途上である。
- ・過疎地域での都市計画道路の改良率は、約5割となっており、公共施設や観光施設等へのアクセス道路の整備が不十分である。
- ・港湾は、背後の道路と連携し物資の流通や観光などに利用されているが、地域産業の物流拠点としての機能は十分ではなく、今後も整備が必要である。
- ・自然環境への関心の高まりなどから、港湾施設周辺の環境整備や空間整備が求められている。

〈基本的方向〉

- ・人や物の流れを活性化し、産業や観光の基盤となる広域交通ネットワークの充実を図るため、中九州横断道路や中津日田道路などの地域高規格道路の整備を推進する。
- ・国県道・市町村道は、地域振興の基盤であり、今後とも計画的に整備し、自立促進基盤の確立を図る。
- ・小規模集落の交通手段維持のため、地域のニーズ、実情や交通量に応じた効率的な道路整備を実施する。
- ・市街地の道路網を構築し、公共施設や観光施設等へのアクセスを強化する。
- ・港湾が物流や産業の拠点として十分に機能を発揮できるよう、係留施設、臨港交通施設等の施設整備を進める。
- ・港湾における自然環境を保全するため、地域住民の意向を十分に聞きながら自然再生型の事業を進める。また、港湾における防災機能を高める。

(2) 日常的な交通手段の確保

- ・路線バスや離島航路フェリーは、地域住民の日常的な移動のための公共交通機関として、通勤、通学、通院等に利用され、県民の日常生活に大きな役割を果たしており、引き続き路線・航路の維持に取り組む必要がある。

〈現状と問題点〉

- ・過疎化・少子高齢化が進展する地域において、特にマイカー利用が困難な高齢者等にとって、バスをはじめとする公共交通機関は、買い物や通院といった日常生活に欠くことのできない移動手段である。
- ・県内の多くの民間バス路線では、モータリゼーションや過疎化の進展等の要因により利用者の減少に歯止めがかからず、採算性の面から減便や路線廃止といったサービス水準の低下を招いている。
- ・複数の市町村にまたがる生活交通路線については、国と県とで運行維持のための補助を行っており、平成26年度では17路線に補助している。
- ・今後も利用者数の維持・増加が期待できないことから、このような生活交通路線維持のための県・市町村負担の増加が懸念される。
- ・離島航路の運航は近年の島民人口の減少等により、その経営環境は極めて厳しくなっている。しかしながら、離島と本土を連絡する唯一の公共交通手段であり、離島住民が日常生活を営む上で必要不可欠な生命線である。
- ・離島航路の運航維持のため、国・県・市町村で協調して平成17年度から、県内7島2市1村7航路中、5島2市1村4航路に対して補助している。

〈基本的方向〉

- ・地域住民の日常的な移動のための交通手段の確保は地域の重要な課題であり、住民に一番身近な市町村がコミュニティバスやスクールバス等の独自の取り組みを推進する。
今後、地域の実情に応じて、ネットワークの維持確保に向けた支援や、市町村間をまたがる路線の調整を行うとともに、地域で活動する主体による住民の移動手段を検討するなど、生活に必要な交通手段の確保を図る。
- ・離島航路の確保は島民の生活を守るための最重要課題であり、地元市村や交通事業者が生命線である航路の確保に取り組んでおり、引き続き離島航路の維持確保に向けた取り組みを支援するとともに、市町村等と連携して観光客等島民以外の航路利用の促進を図る。

(3) 情報通信基盤の整備

- ・時間的、地理的な制約に関係なく、様々な情報の収集、交換及び発信を可能とする情報通信基盤は、地域及び産業の活性化に資するものであり、その整備を支援することにより地域間情報格差の是正を図る。
- ・住民の誰もがICTの恩恵を享受できるように、行政の情報化により一層取り組み、住民サービスの向上を図るとともに、地域の生活や産業など様々な分野でICTを積極的に活用する。

〈現状と問題点〉

- ・採算性や地理的要因等から、過疎地域においては、未だに携帯電話不感地域、超高速ブロードバンドサービス未提供地域が存在するなど、地域間の情報格差が生じている。
- ・行政サービスの向上とともに行政事務の効率化・高度化を実現する電子自治体の構築に取り組んでいるが、まだ十分とは言えない。
- ・高齢者等情報弱者を含め、すべての住民がICTの恩恵を享受できるように、住民の情報リテラシー（情報処理能力）の向上を図る必要がある。
- ・過疎地域の活性化を図るため、ICTの積極的な利活用を図る必要がある。
- ・防災、福祉、医療そして人材育成や仕事の創出など、様々な分野でのICT利用を各地域で可能とする情報通信環境の整備が求められている。
- ・行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤としてのマイナンバー制度の導入により、行政等のワンストップサービスを実現できる環境の整備拡充が必要である。

〈基本的方向〉

- ・携帯電話等の移動通信サービス未提供地域を解消するため、民間事業者にサービス提供地域の拡大を働きかけるとともに基地局等の整備を支援する。
- ・ケーブルテレビは、地域の情報や緊急情報、福祉情報、超高速ブロードバンドサービスの提供等、身近な情報通信基盤であることから、その整備を支援する。
- ・過疎地域における情報通信基盤の整備を促進するため、地域公共ネットワークの活用を促進する。
- ・行政手続きがインターネット経由で可能となるシステムを活用し、行政サービスの向上、高度化を推進する。
- ・ICTを活用して、住民が必要とする行政情報を提供し、行政の施策に対して住民から意見を表明できるようにするなど住民の行政への参画を促進するとともに、福祉、医療、教育、防災などの公共分野における地域の課題解決を図る。
- ・すべての住民がICTを積極的に活用できるように、高齢者等の情報弱者に十分配慮しつつ、NPO等と連携して住民の情報リテラシーの向上を図るとともに、地域で活躍する情報化リーダーの育成を推進する。
- ・県民や企業等の様々なニーズに対応するため、モバイルコンピューティングなどに対応する高速通信環境の整備を進める。
- ・マイナンバーや公的個人認証制度の利用範囲の拡大や、プッシュ型サービス機能を持った情報提供等記録開示システムに対応するシステム整備を進め、行政手続きの効率化とサービスの向上を図る。

(4) 公営住宅等の整備

- ・住民が、安全・安心で豊かな住生活を営むことができるよう、良質な住宅ストック及び良好な住環境の形成を図る。

〈現状と問題点〉

- ・若手世帯から高齢者世帯まで多様な家族構成に対応できる住宅が求められている。
- ・過疎地域においては、都市部に比べて高齢化が進んでおり、高齢者にやさしい設備を備えた住宅の整備が必要となっている。

〈基本的方向〉

- ・居住水準の向上や設備の利便性の向上及び良好な住環境の確保を目指す。
- ・若者等の定住の促進を図るため、豊かな自然環境や広い敷地等の地域特性を生かしながら、新しいライフスタイルに合った間取り、設備等を有する良質な住宅の供給を促進する。
- ・高齢化社会に対応するため、高齢者の身体機能の低下に配慮した公営住宅等への改善を推進する。

(5) 公園・広場の整備

- ・公園・広場の有する多様な効用により、誰もが安全で安心して、快適に暮らせるよう、地域の実情に応じた都市公園等の公園・広場づくりを推進する。

〈現状と問題点〉

- ・公園・広場の整備は、これまでも計画的に進められてきたが、その整備水準は、非過疎地域に比べ立ち遅れており、コミュニティ活動やスポーツ・レクリエーション活動など多様な地域住民のニーズに対応した公園・広場の整備が求められている。
- ・これまでに整備の完了した公園・広場においては、施設の老朽化に対する安全管理の強化、改築・更新費用の縮減の観点から、施設の機能保全や安全性の確保に支障となる劣化・損傷を未然に防止する取り組みが求められている。

〈基本的方向〉

- ・地域の防災性の向上及び少子高齢化社会への対応など豊かな地域づくりに資する都市公園等の整備を推進する。
- ・公園施設長寿命化計画の策定などにより、対処的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を推進する。